

## 食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱

平成29年	3月30日付け	28農畜機第6548号
一部改正平成30年	3月28日付け	29農畜機第6756号
一部改正平成31年	3月29日付け	30農畜機第7741号
一部改正令和2年	3月25日付け	元農畜機第7716号
一部改正令和3年	3月29日付け	2農畜機第7072号
一部改正令和4年	3月28日付け	3農畜機第6652号
一部改正令和5年	3月27日付け	4農畜機第6995号
一部改正令和6年	3月27日付け	5農畜機第8496号
一部改正令和7年	3月28日付け	6農畜機第8509号
一部改正令和8年	3月23日付け	7農畜機第8433号

食肉卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第4条第6項に定める中央卸売市場のうち食肉に係るもの、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）による改正前の畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）附則第10条の規定に基づき指定されたものその他独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が特に認めるものをいう。以下同じ。）や食肉卸売業者、食肉小売業者（以下「食肉流通業者」という。）は、国産食肉の円滑な流通と国民への安定供給、延いては家畜生産の安定的な発展に重要な役割を果たしている。

一方で、食肉卸売市場においては、近年における市場外流通の進展等を背景とした上場数量の減少や、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定等の発効に伴う安価な輸入食肉の流通の増加等、食肉流通業者においては、家畜の出荷頭数の減少に伴う仕入れ価格の上昇等により、厳しい経営環境に直面していることから、食肉流通の各段階における経営体質の強化や食肉流通の更なる円滑化が必須となっている。

また、国産食肉の安心確保と安定供給の確保に向けては、口蹄疫や豚熱等家畜疾病の発生に備えた国産食肉の安全・安心に係る情報収集・消費者への普及等の取組の

ほか、鳥インフルエンザや自然災害時における食鳥の円滑な集荷及び処理体制の整備や、個体識別情報の活用の取組が重要となっている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、食肉卸売市場において卸売をする業務を行う者（以下「荷受業者」という。）についての情報機能の強化、決済機能の強化、品質管理の高度化及び食肉取引の円滑化を図る事業、食肉流通機能の適正化の推進、食肉流通機能強化の推進、生産者等との連携強化の推進及び食肉流通業者の経営体質強化等のため低利融資する融資機関に利子補給を行う事業、口蹄疫等の発生に備えた国産食肉の安全・安心に係る情報収集・消費者への普及等及び鳥インフルエンザ等の発生時に対応した食鳥の円滑な集荷・処理体制の整備等を行う事業並びに個体識別情報の活用に関する検討会等を行う事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって、食肉流通業者の経営の安定化を図るとともに、消費者への安全・安心な食肉の安定供給と畜産の健全な発展に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、別添1の事業及び別添3から7の事業にあつては、令和8年度畜産業振興事業等に係る公募要領（令和8年1月22日付け7農畜機第6862号）により応募した者から選定された者とし、別添2の事業にあつては、全国食肉事業協同組合連合会及び全国食肉業務用卸協同組合連合会とする。

## 第2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

### 1 食肉流通機能適正化推進事業

食肉流通関連制度等の遵守の推進及び消費者の信頼確保等を図る事業であり、別添1のとおりとする。

2 食肉流通機能強化推進事業

共同化に係る取組及び経営体質の強化に資する技術習得等を図る事業であり、別添1のとおりとする。

3 生産者との連携推進事業

生産地と連携した産地食肉の販売推進等を行う事業であり、別添1のとおりとする。

4 食肉流通経営体質強化支援事業

食肉流通経営の体質強化を図るため、低利資金を融資する融資機関に対する利子補給を行う事業であり、別添2のとおりとする。

5 食肉卸売市場機能強化事業

荷受業者についての情報機能の強化、決済機能の強化及び品質管理の高度化等を行う事業であり、別添3のとおりとする。

6 食肉取引円滑化推進事業

食肉取引の円滑化や品質向上のため、検討委員会等の開催、調査研究及び研修会等を行う事業であり、別添4のとおりとする。

7 緊急時生産流通体制支援事業

(1) 緊急時食肉安全性等情報提供事業

口蹄疫、豚熱及び鳥インフルエンザ等の発生に備えた国産食肉の安全・安心に係る情報の収集及び消費者への普及等を行う事業であり、別添5のとおりとする。

(2) 緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業

鳥インフルエンザや自然災害の発生時に対応した食鳥の円滑な集荷、処理体制の整備等を行う事業であり、別添6のとおりとする。

8 個体識別情報活用事業

個体識別制度の適正かつ円滑な運用を図るため、個体識別情報の活用に関する検討会等を行う事業であり、別添7のとおりとする。

第3 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則（平成29年3月30日付け28農畜機第6548号）

- 1 本要綱の制定に伴い食肉小売機能高度化推進事業実施要綱（平成18年5月12日18付け農畜機第645号）、食肉卸売経営体質強化促進事業実施要綱（平成18年5月16日付け18農畜機第670号）及び大口食肉需要者安定供給支援事業実施要綱（平成23年4月1日22日付け22農畜機第4361号）は廃止する。

平成28年度に終了した事業については、この要綱の制定前の規定は、なお効力を有するものとする。

- 2 この要綱の制定前の食肉小売機能高度化推進事業実施要綱（平成18年5月12日付け農畜機第645号）第2の4及び食肉卸売経営体質強化促進事業実施要綱（平成18年5月16日付け18農畜機第670号）第2の3による事業については、本事業に移行したものとみなす。

附 則（平成30年3月28日付け29農畜機第6756号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成31年3月29日付け30農畜機第7741号）

- 1 この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和2年3月25日付け元農畜機第7716号）

- 1 この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効

力を有するものとする。

附 則（令和3年3月29日付け2農畜機第7072号）

- 1 この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 食肉卸売市場機能強化事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-3。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 4 令和2年度に終了した食肉卸売市場機能強化事業については、旧要綱の第3の4の市場機能強化資金の融通、第8の実績報告等、第9の消費税及び地方消費税の取扱い及び第10の帳簿等の整備保管等の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和4年3月28日付け3農畜機第6652号）

- 1 この要綱の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和5年3月27日付け4農畜機第6995号）

- 1 この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和6年3月27日付け5農畜機第8496号）

- 1 この要綱の改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和7年3月28日付け6農畜機第8509号）

- 1 この要綱の改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和8年3月23日付け7農畜機第8433号）

- 1 この要綱の改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の施行をもって、国産畜産物安心確保等支援事業実施要綱（平成22年4月23日付け22農畜機第262号）は、廃止する。なお、令和7年度に終了した国産畜産物安心確保等支援事業については、この要綱の制定前の規定は、なお効力を有するものとする。

## 別添1 食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進

### 第1 事業の内容

事業実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。

#### 1 食肉流通機能適正化推進事業

##### (1) 食肉流通機能の適正化の推進

事業実施主体は、食肉流通関連制度及び食肉表示等の遵守を推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。

ア 食肉流通関連制度及び食肉表示等を遵守するための全国協議会、地域協議会及び講習会の開催

イ 食肉流通関連制度及び食肉表示等を検討するための全国協議会及び地域協議会の開催並びに調査の実施

ウ 食品表示法等に基づく適正表示調査委員会の開催及び表示状況調査・指導の実施

エ 衛生管理や品質管理を指導するための適正販売促進指導委員会の開催及び販売状況調査・指導の実施

オ 食肉流通関連制度及び食肉表示等に係る資料の作成及び配布

##### (2) 消費者の信頼確保の推進

事業実施主体は、消費者の信頼確保や需要者の多様化するニーズに対応するため、次に掲げる事業を行うものとする。

ア 需要者及び関連業種等との情報交換会等の開催

イ 消費者等の信頼確保と多様化するニーズへの対応に係る資料の作成及び配布

##### (3) (1) 及び (2) の事業に係る推進指導等

#### 2 食肉流通機能強化推進事業

##### (1) 共同化の推進

事業実施主体は、共同化に係る取組を推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。

ア 食肉流通事業者における資材等の共同購入、配送の共同化等に係る検討委員会の開催

イ 食肉流通事業者における共同化を図る新規取組

ウ 共同化に係る優良事例の調査及び資料の作成

## (2) 技術習得及び経営力強化の推進

事業実施主体は、経営体質の強化に資する技術習得や経営力強化を推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。

ア 食肉の加工・処理技術や経営及び労務管理手法の習得を通じた人材・後継者の育成研修や経営力強化に資する事例調査及び普及

イ 持続性のある経営を図るため、法務、税務、会計、労務管理、知的財産の保護等に関する専門的知識を有する弁護士、税理士、公認会計士、中小企業経営診断士、社会保険労務士、弁理士、事業継承支援事業者等（以下「経営革新支援機関等」という。）による実態に即した支援を行うための体制の整備

ウ イによる指導や助言を踏まえた経営の高度化や合理化に資する支援

## (3) (1) 及び (2) の事業に係る推進指導等

### 3 生産者等との連携推進事業

#### (1) 産地食肉販売会の推進

事業実施主体は、直接又は間接の構成員であって食肉販売業を営む者（以下「組合員」という。）が参加した国産牛肉及び国産豚肉の生産地と連携した産地食肉の販売を推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。

ア 生産地と連携した産地食肉の販売を推進するため、産地食肉販売推進会議の開催、産地との意見交換会の開催

イ 産地食肉の販売会の開催

ウ 生産者に対する情報提供推進費の交付

エ 食肉の輸送費及び枝肉解体処理費の交付

オ 産地食肉理解醸成交流活動の実施

カ 産地食肉の販売推進に係る資料の作成及び配布

#### (2) 産地銘柄食肉の流通の促進

事業実施主体は、産地銘柄食肉を消費地（首都圏及び政令指定都市）に紹介し販売を推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。

ア 産地銘柄食肉の流通を促進するため、産地食肉流通促進委員会の開催、産

地との意見交換会の開催、産地銘柄情報の伝達資材の作成

イ 産地銘柄食肉の流通を促進するための産地銘柄食肉の配送及び保管

(3) (1) 及び (2) の事業に係る推進指導等

## 第2 事業の実施

### 1 行動規範等の作成

(1) 事業実施主体及びその組合員等は、この事業を実施する場合には、あらかじめ、法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準（行動規範）を規定した文書（組合員等が所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含む。以下「行動規範等」という。）を作成するものとする。組合員等にあつては、作成した行動規範等をその所属する事業実施主体に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は第5の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、(1)の行動規範等を取りまとめの上、自らの行動規範等とともに理事長に提出するものとする。

### 2 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。

### 3 事業の要件等

(1) 第1の1の(1)のウの適正表示調査に係る調査員は、適正表示の推進に関する経験を有するものとする。

(2) 第1の1の(1)のエの適正販売促進に係る指導員は、適正販売や小売販売の促進に関する経験を有するものとする。

(3) 第1の3の(1)の事業の実施に当たっては、次のとおりとする。

ア 食肉販売の対象食肉は、国産牛肉及び国産豚肉とする。

イ 産地食肉販売会は、事業実施主体の直接又は間接の組合員である複数の食肉流通業者が参加し、需要者の必要とする情報提供を行うこととする。

ウ 販売に当たって、需要者が必要とする情報を販売先に確実に伝達される仕組であること。

エ 産地食肉販売会で販売した産地食肉については、需要者等へのアンケート等をもとに成果の評価を行うものとする。

(4) 第1の3の(2)の事業の実施に当たっては、次のとおりとする。

ア 公益社団法人中央畜産会が策定した「産地等表示食肉の生産・出荷等の適正化に関する指針」の基準に即した産地銘柄又はそれに類するものであること。

イ 牛肉及び豚肉の枝肉、部分肉又はカットやスライスされた精肉であること。

ウ 販売に当たって、銘柄・産地情報が販売先に確実に伝達される仕組であること。

エ 産地銘柄流通促進のための配送及び保管は、事業実施主体の組合員が契約する食肉処理加工施設から首都圏及び政令指定都市までの配送及び保管経費とする。

オ 配送・保管を実施した産地銘柄食肉については、需要者等へのアンケート等をもとに成果の評価を行うものとする。

(5) 後援名義

事業実施主体は、この事業により販促資材、調査報告書、普及啓発資材、ポスター等を作成した場合及びイベント等の実施等に当たっては、原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。

(6) みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

事業実施主体は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、第5の1の交付申請時に当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、機構に提出するものとする。

また、第6の実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和8年度とする。

### 第3 事業の推進指導等

事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係機関及び関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な推進に努めるものとする。

### 第4 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第1の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

### 第5 補助金の交付手続等

#### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

#### 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付農林水産省15生産第4153号認可）第80条第1項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定の額の増加を伴う事業費の増

#### 3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通機能の適正化・強化及び生

産者との連携の推進) 補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 第6 事業の実績報告等

事業実施主体は、この事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の食肉流通経営体質強化促進事業(食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進) 実績報告書(以下「実績報告書」という。)を理事長に提出するものとする。

## 第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第5の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により交付申請した場合に、第6の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により交付申請した場合において、第6の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第5号の食肉流通経営体質強化促進事業(食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定により減額した場合には、その金額が減じ

た額を上回る部分の金額) を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合  
又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助  
金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報  
告しなければならない。

## 第8 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明ら  
かにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間はこの事  
業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

### 2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録  
により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

### 3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、  
必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとす  
る。

別 表

事業の種類	補助対象経費	補助率
<p>1 食肉流通機能 適正化推進事業</p>	<p>(1) 食肉流通機能の適正化の推進 食肉流通関連制度及び食肉表示等の遵守を推進するため行う、次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア 食肉流通関連制度及び食肉表示等を遵守するための協議会の開催及び講習会の開催</p> <p>イ 食肉流通関連制度及び食肉表示等を検討するための協議会の開催及び調査の実施</p> <p>ウ 適正表示調査委員会の開催及び表示状況調査・指導</p> <p>エ 適正販売促進指導委員会の開催及び販売状況調査・指導</p> <p>オ 食肉流通関連制度及び食肉表示等に係る資料の作成・配布</p> <p>(2) 消費者の信頼確保の推進 消費者の多様化するニーズに対応するため行う、次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア 需要者や関連業種等との情報交換会、食肉流通協議会・セミナーの開催</p> <p>イ 消費者の信頼確保と多様化するニーズへの対応に係る資料の作成及び配布</p> <p>(3) (1) 及び (2) の事業に係る推進指導等</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p>

事業の種類	補助対象経費	補助率
<p>2 食肉流通機能強化推進事業</p>	<p>(1) 共同化の推進</p> <p>共同化に係る取組を推進するため行う、次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア 食肉流通事業者における資材等の共同購入、配送の共同化等に係る検討委員会の開催</p> <p>イ 食肉流通事業者における共同化を図る新規取組</p> <p>ウ 共同化に係る優良事例の調査及び資料の作成</p> <p>(2) 技術習得及び経営力強化の推進</p> <p>技術習得及び経営力強化を推進するため行う、次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア 食肉の加工、処理技術や経営及び労務管理手法の習得を通じた人材・後継者の育成研修や経営力強化に資する事例調査及び普及</p> <p>イ 食肉販売店において加工することができる商品の開発</p> <p>ウ 経営革新支援機関等による実態に即した支援を行うための体制の整備</p> <p>エ ウによる指導や助言を踏まえた経営の高度化や合理化に資する支援</p> <p>(3) (1) 及び (2) の事業に係る推進指導等</p>	<p>定額</p> <p>(ただし、イは1 / 2 以内とし、食肉の購入費は補助対象としない。)</p> <p>定額</p> <p>(ただし、エは1 / 2 以内)</p> <p>定額</p>
<p>3 生産者等との連携推進事業</p>	<p>(1) 産地食肉販売会の推進</p> <p>生産地と連携した産地食肉の販売を</p>	<p>定額</p> <p>(ただし、ウは</p>

事業の種類	補助対象経費	補助率
	<p>推進するため行う、次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア 産地食肉販売推進会議の開催及び産地との意見交換会の開催</p> <p>イ 産地食肉の販売会の開催</p> <p>ウ 生産者に対する情報提供推進費の交付</p> <p>エ 食肉の輸送費及び枝肉解体処理費の交付</p> <p>オ 産地食肉理解醸成交流活動の実施</p> <p>カ 産地食肉の販売推進に係る資料の作成及び配布</p> <p>(2) 産地銘柄食肉の流通の促進</p> <p>産地銘柄食肉を消費地に紹介し販売を推進するため行う、次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア 産地銘柄食肉流通促進委員会の開催</p> <p>イ 産地との意見交換会の開催</p> <p>ウ 産地銘柄情報の伝達資材の作成</p> <p>エ 産地銘柄食肉の配送及び保管</p> <p>(3) (1) 及び (2) の事業に係る推進指導等</p>	<p>1 頭 当 たり 1,000 円以内、 エ及びオの試食用資材は1／2以内とする。)</p> <p>定 額 (ただし、エは1／2以内とする。)</p> <p>定 額</p>

別紙様式第1号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進）補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添1の第5の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他 ( )	
<p>1 食肉流通機能適正化推進事業</p> <p>(1) 食肉流通機能の適正化の推進</p> <p>ア 食肉流通関連制度及び食肉表示等を遵守するための協議会の開催及び講習会の開催</p> <p>イ 食肉流通関連制度及び食肉表示等を検討するための協議会の開催及び調査の実施</p> <p>ウ 適正表示調査委員会の開催及び表示状況調査・指導</p> <p>エ 適正販売促進指導委員会の開催及び販売状況調査・指導</p> <p>オ 食肉流通関連制度及び食肉表示等に係る資料の作成・配布</p> <p>(2) 消費者の信頼確保の推進</p> <p>ア 需要者や関連業種等との情報交換会、食肉流通協議会・セミナーの開催</p> <p>イ 消費者の信頼確保と多様化するニーズへの対応に係る資料の作成及び配布</p> <p>(3) (1) 及び (2) の事業に係る推進指導等</p>				
<p>2 食肉流通機能強化推進事業</p> <p>(1) 共同化の推進</p> <p>ア 食肉流通事業者における資材等の共同購入、配送の共同化等に係る検討委員会の開催</p> <p>イ 食肉流通事業者における共同化を図る新規取組</p> <p>ウ 共同化に係る優良事例の調査及び資料の作成</p>				

<p>(2) 技術習得及び経営力強化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 食肉の加工、処理技術や経営及び労務管理手法の習得を通じた人材・後継者の育成研修や経営力強化に資する事例調査及び普及</li> <li>イ 食肉販売店において加工することができる商品の開発</li> <li>ウ 経営革新支援機関等による実態に即した支援を行うための体制の整備</li> <li>エ ウによる指導や助言を踏まえた経営の高度化や合理化に資する支援</li> </ul> <p>(3) (1) 及び (2) の事業に係る推進指導等</p> <p>3 生産者等との連携推進事業</p> <p>(1) 産地食肉販売会の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 産地食肉販売推進会議の開催及び産地との意見交換会の開催</li> <li>イ 産地食肉の販売会の開催</li> <li>ウ 生産者に対する情報提供推進費の交付</li> <li>エ 食肉の輸送費及び枝肉解体処理費の交付</li> <li>オ 産地食肉理解醸成交流活動の実施</li> <li>カ 産地食肉の販売推進に係る資料の作成及び配布</li> </ul> <p>(2) 産地銘柄食肉の流通の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 産地銘柄食肉流通促進委員会の開催</li> <li>イ 産地との意見交換会の開催</li> <li>ウ 産地銘柄情報の伝達資</li> </ul>				
---	--	--	--	--

材の作成 エ 産地銘柄食肉の配送及び保管 (3) (1) 及び (2) の事業に係る推進指導等				
合 計				

注：事業を委託する場合は、備考欄に委託先名、委託費を記載すること。

4 事業開始及び完了予定年月日  
令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の事業（業務）報告書及び（業務）計画書
- (3) 「みどりチェック」チェックシート
- (4) その他

事業実施主体は、自ら及びその組合員等がこの事業の実施に当たってあらかじめ作成した行動規範等を添付すること。

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別 紙

令和 年 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進）実施計画

1 食肉流通機能適正化推進事業

(1) 食肉流通機能の適正化の推進

ア 食肉流通関連制度及び食肉表示等を遵守するための協議会及び講習会の開催

(ア) 協議会の開催

事業内容	補助対象経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。

(開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など)

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(イ) 講習会の開催

時期	場所	内容	参集範囲, 参加者数	事業費	負担区分		備考
					機構補助金	その他( )	
				円	円	円	
計							

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

イ 食肉流通関連制度及び食肉表示等を検討するための協議会の開催及び調査の実施

(ア) 協議会の開催

事業内容	補助対象経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	

		通信運搬費		円	円	円	円
		その他経費		円	円	円	円
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。  
(開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など)

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(イ) 実態等調査

区分	種類・内容	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他 ( )	
		円	円	円	
計					

注：備考欄には積算基礎を記載すること

ウ 食品表示法等に基づく適正表示調査委員会の開催及び表示状況調査・指導の実施

(ア) 適正表示調査委員会の開催

事業内容	補助対象経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。  
(開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など)

2：事業費には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(イ) 消費者実態調査

区分	種類・内容	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他 ( )	
		円	円	円	
計					

注：備考欄には積算基礎を記載すること

(ウ) 店舗実態調査

区分	種類・内容	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他 ( )	
		円	円	円	
計					

注：備考欄には積算基礎を記載すること

エ 衛生管理や品質管理を指導するための適正販売促進指導委員会の開催及び販売状況調査・指導の実施

(ア) 適正販売促進指導委員会の開催

事業内容	補助対象 経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。

(開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など)

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(イ) 販売状況調査・適正販売促進指導の実施

区分	会場 借料	委員 謝金	委員旅 費	資料等 印刷費	通信 運搬費	役務費	事業費	負担区分		備考
								機構 補助金	その他 ( )	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
計										

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

オ 食肉流通関連制度及び食肉表示等に係る資料の作成・配布

区分	種類・ 内容	数量	単価	事業費	負担区分		備考
					機構補助金	その他 ( )	
				円	円	円	
計							

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

(2) 消費者の信頼確保の推進

ア 需要者や関連業種等との情報交換会等の開催

(ア) 情報交換会の開催

事業内容	補助対象経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。

(開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など)

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(イ) 食肉流通協議会・セミナーの開催

時期	場所	内容	参集範囲, 参加者数	事業費	負担区分		備考
					機構補助金	その他( )	
				円	円	円	
計							

注1：備考欄には、開催回数、参加予定者人数及び講師の所属など記載すること。

2：積算基礎を記載すること。

イ 消費者の信頼確保と多様化するニーズへの対応に係る資料の作成・配布

区分	種類・内容	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他( )	
		円	円	円	
計					

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

(3) 事業推進事務費

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他( )	
	円	円	円	

計				
---	--	--	--	--

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

## 2 食肉流通機能強化推進事業

### (1) 共同化の推進

ア 食肉流通事業者における資材等の共同購入、配送の共同化等に係る検討委員会の開催

事業内容	補助対象経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。  
(開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など)

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

イ 共同化を図る新規取組（食肉の共同購入を除く）

内容	費目	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他	
		円	円	円	
計					

注1：内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。  
(実施計画案など)

2：費目は、必要に応じて記載すること。

3：備考欄には、積算基礎を記載すること。

ウ 共同化に係る優良事例調査及び資料の作成

内容	費目	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他	
		円	円	円	
計					

注1：内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。

(実施計画案など)

- 2 : 費目は、必要に応じて記載すること。
- 3 : 備考欄には、積算基礎を記載すること。

(2) 技術習得及び経営力強化の推進

ア 食肉の加工、処理技術や経営及び労務管理手法の習得を通じた人材・後継者の育成研修や経営力強化に資する事例調査及び普及  
(ア) 研修会の開催

時期	場所	内容	参集範囲、 参加者数	事業費	負担区分		備考
					機構 補助金	その他 ( )	
				円	円	円	
計							

- 注1 : 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、研修内容別に具体的に記述すること。(開催計画案、参加者属性・人数など)
- 2 : 事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。
- 3 : 備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(イ) 事例調査及び資料の作成

内容	費目	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他	
		円	円	円	
計					

注1 : 内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。

(実施計画案など)

- 2 : 費目は、必要に応じて記載すること。
- 3 : 備考欄には、積算基礎を記載すること。

イ 食肉販売店において加工することができる商品の開発

事業内容	補助対象 経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		器具等借料		円	円	円	円	
		講師謝金		円	円	円	円	
		講師旅費		円	円	円	円	
		参加者旅費		円	円	円	円	
		役務費		円	円	円	円	
		設営費		円	円	円	円	
		教材作成費		円	円	円	円	

		資材費		円	円	円	円
		広報費		円	円	円	円
		その他経費		円	円	円	円
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。  
(開催計画案、参加者属性・人数、など)

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

#### ウ 経営革新支援機関等による実態に即した支援を行うための体制の整備

内容	費目	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他	
		円	円	円	
計					

注1：内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。

(実施計画案など)

2：費目は、必要に応じて記載すること。

3：備考欄には、積算基礎を記載すること。

#### エ ウによる指導や助言を踏まえた経営の高度化や合理化に資する支援

内容	費目	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他	
		円	円	円	
計					

注1：内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。

(実施計画案など)

2：費目は、必要に応じて記載すること。

3：備考欄には、積算基礎を記載すること。

#### (3) 事業推進事務費

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他 ( )	
	円	円	円	
計				

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

### 3 生産者等との連携推進事業

#### (1) 産地食肉販売会の推進

ア 産地食肉販売推進会議の開催及び産地との意見交換会の開催

事業内容	補助対象 経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。

(開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など)

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

イ 産地食肉販売会の開催

区分	回数・ 場所	参加 人数	販売会の 内容	事業費	負担区分		備考
					機構 補助金	その他 ( )	
				円	円	円	
計							

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

ウ 生産者に対する情報提供推進費の交付

区分	内容	数量	単価	事業費	負担区分		備考
					機構補助金	その他 ( )	
				円	円	円	
計							

注：備考欄には、積算基礎を記載すること。

エ 食肉の輸送費及び枝肉解体処理費の交付

区分	内容	数量	単価	事業費	負担区分		備考
					機構補助金	その他 ( )	
				円	円	円	
計							

注1：備考欄には積算基礎を記載すること。

2：食肉の輸送は、開催した食肉の販売会場から店舗までの経費とする。

3：枝肉処理は、枝肉を脱骨し部分肉に整形するまでの経費とする。

オ 産地食肉理解醸成交流活動の実施

事業内容	補助対象	事業費	負担区分	備
------	------	-----	------	---

	経費	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	考
		会場借料		円	円	円	円	
		器具等借料		円	円	円	円	
		会場設営費		円	円	円	円	
		会場運営費		円	円	円	円	
		参加者旅費		円	円	円	円	
		資材費		円	円	円	円	
		消耗品費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		広告費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（実施計画案、参加者属性・人数など）

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

#### カ 産地食肉の販売推進に係る資料の作成及び配布

区分	内容	数量	単価	事業費	負担区分		備考
					機構補助金	その他（ ）	
				円	円	円	
計							

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

### (2) 産地銘柄食肉の流通の促進

#### ア 産地銘柄食肉流通促進委員会の開催

事業内容	補助対象経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）

- 2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。
- 3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

イ 産地との意見交換会の開催

事業内容	補助対象経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

- 注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。  
(開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など)
- 2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。
- 3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

ウ 産地銘柄情報の伝達資材の作成

区分	内容	数量	単価	事業費	負担区分		備考
					機構補助金	その他( )	
				円	円	円	
計							

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

エ 産地銘柄食肉の流通を促進するための産地銘柄食肉の配送及び保管

区分	内容	数量	単価	事業費	負担区分		備考
					機構補助金	その他( )	
				円	円	円	
計							

- 注1：備考欄には積算基礎を記載すること。
- 2：配送及び保管は、食肉流通事業組合の組合員が契約する食肉処理加工施設から首都及び政令指定都市までの経費とする。

(3) 事業推進事務費

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他( )	

	円	円	円	
計				

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進）補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進）について、下記の理由により事業（内容及び経費の配分）を変更したいので承認されたく、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添1の第5の2の規定に基づき、申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 事業に要する経費及び負担区分

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

注：2及び3は別紙様式第1号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記し、変更前を括弧書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進）補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進）について、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添1の第5の3の(2)の規定に基づき、請求します。

記

1 概算払請求額

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	令和 年 月 日ま で予定出 来高(④+ ⑤)/②	残額 ②-④- ⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	出来高 ③/①				
1 食肉流通機能適正化推進事業 (1) 食肉流通機能の適正化の推進 ア 食肉流通関連制度及び食肉表示 等を遵守するための協議会の開催 及び講習会の開催 イ 食肉流通関連制度及び食肉表示 等を検討するための協議会の開催 及び調査の実施 ウ 適正表示調査委員会の開催及び 表示状況調査・指導 エ 衛生管理や品質管理を指導する ための適正販売促進指導委員会の 開催及び販売状況調査・指導 オ 食肉流通関連制度及び食肉表示 等に係る資料の作成・配布 (2) 消費者の信頼確保の推進 ア 需要者や関連業種等との情報交 換会、食肉流通協議会・セミナー の開催 イ 消費者の信頼確保と多様化する ニーズへの対応に係る資料の作成 及び配布 (3) (1) 及び (2) の事業に係る推	円	円	円	円	%	円	円	%	円

<p>進指導等</p> <p>2 食肉流通機能強化推進事業</p> <p>(1) 共同化の推進</p> <p>ア 食肉流通事業者における資材等の共同購入、配送の共同化等に係る検討委員会の開催</p> <p>イ 食肉流通事業者における共同化を図る新規取組</p> <p>ウ 共同化に係る優良事例の調査及び資料の作成</p> <p>(2) 技術習得及び経営力強化の推進</p> <p>ア 食肉の加工、処理技術や経営及び労務管理手法の習得を通じた人材・後継者の育成研修や経営力強化に資する事例調査及び普及</p> <p>イ 食肉販売店において加工することができる商品の開発</p> <p>ウ 経営革新支援機関等による実態に即した支援を行うための体制の整備</p> <p>エ ウによる指導や助言を踏まえた経営の高度化や合理化に資する支援</p> <p>(3) (1) 及び (2) の事業に係る推</p>									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

進指導等									
3 生産者等との連携推進事業									
(1) 産地食肉販売会の推進									
ア 産地食肉販売推進会議の開催及び産地との意見交換会の開催									
イ 産地食肉の販売会の開催									
ウ 生産者に対する情報提供推進費の交付									
エ 食肉の輸送費及び枝肉解体処理費の交付									
オ 産地食肉理解醸成交流活動の実施									
カ 産地食肉の販売推進に係る資料の作成及び配布									
(2) 産地銘柄食肉の流通の促進									
ア 産地銘柄食肉流通促進委員会の開催									
イ 産地との意見交換会の開催									
ウ 産地銘柄情報の伝達資材の作成									
エ 産地銘柄食肉の配送及び保管									
(3) (1) 及び (2) の事業に係る推進指導等									
合 計									

2 事業の遂行状況

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進）執行状況表」のとおり。

3 振込先金融機関名等

金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

別 紙

食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進）執行状況表

1 食肉流通機能適正化推進事業

(1) 食肉流通機能の適正化の推進

ア 食肉流通関連制度及び食肉表示等を遵守するための協議会及び講習会の開催

(ア) 協議会の開催

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(イ) 講習会の開催

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

イ 食肉流通関連制度及び食肉表示等を検討するための協議会の開催及び調査の実施

(ア) 協議会の開催

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(イ) 実態等調査

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること

ウ 食品表示法等に基づく適正表示調査委員会の開催及び表示状況調査・指導の実施

(ア) 適正表示調査委員会の開催

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(イ) 消費者実態調査

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること

(ウ) 店舗実態調査

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること

エ 衛生管理や品質管理を指導するための適正販売促進指導委員会の開催及び販売状況調査・指導の実施

(ア) 適正販売促進指導委員会の開催

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(イ) 販売状況調査・適正販売促進指導の実施

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

オ 食肉流通関連制度及び食肉表示等に係る資料の作成・配布

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(2) 消費者の信頼確保の推進

ア 需要者や関連業種等との情報交換会等の開催

(ア) 情報交換会の開催

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(イ) 食肉流通協議会・セミナーの開催

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

イ 消費者の信頼確保と多様化するニーズへの対応に係る資料の作成・配布

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(3) 事業推進事務費

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

2 食肉流通機能強化推進事業

(1) 共同化の推進

ア 食肉流通事業者における資材等の共同購入、配送の共同化等に係る検討委員会の開催

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

イ 共同化を図る新規取組（食肉の共同購入を除く）

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

ウ 共同化に係る優良事例調査及び資料の作成

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(2) 技術習得及び経営力強化の推進

ア 食肉の加工、処理技術や経営及び労務管理手法の習得を通じた人材・後継者の育成研修や経営力強化に資する事例調査及び普及

(ア) 研修会の開催

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(イ) 事例調査及び資料の作成

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
計									

	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

イ 食肉販売店において加工することができる商品の開発

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

ウ 経営革新支援機関等による実態に即した支援を行うための体制の整備

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

エ ウによる指導や助言を踏まえた経営の高度化や合理化に資する支援

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(3) 事業推進事務費

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
計									

	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

### 3 生産者等との連携推進事業

#### (1) 産地食肉販売会の推進

##### ア 産地食肉販売推進会議の開催及び産地との意見交換会の開催

区分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

##### イ 産地食肉販売会の開催

区分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

##### ウ 生産者等に対する情報提供推進費の交付

区分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

##### エ 食肉の輸送費及び枝肉解体処理費の交付

区分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
計									

	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

オ 産地食肉理解醸成交流活動の実施

区分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

カ 産地食肉の販売推進に係る資料の作成及び配布

区分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(2) 産地銘柄食肉の流通の促進

ア 産地銘柄食肉流通促進委員会の開催

区分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

イ 産地との意見交換会の開催

区分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
計									

	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

ウ 産地銘柄情報の伝達資材の作成

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

エ 産地銘柄食肉の流通を促進するための産地銘柄食肉の配送及び保管

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(3) 事業推進事務費

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

別紙様式第4号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進）実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進）について、下記のとおり実施したので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添1の第6の規定に基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進）実績報告」のとおり。

別紙様式第1号の記の2に準ずる。

### 3 事業に係る精算

区 分	交付決定		事業実績		既 概算払 受領額	差引 精算払 請求額
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金		
1 食肉流通機能適正化推進事業 (1) 食肉流通機能の適正化の推進 ア 食肉流通関連制度及び食肉表示等を遵守するための協議会の開催及び講習会の開催 イ 食肉流通関連制度及び食肉表示等を検討するための協議会の開催及び調査の実施 ウ 適正表示調査委員会の開催及び表示状況調査・指導 エ 適正販売促進指導委員会の開催及び販売状況調査・指導 オ 食肉流通関連制度及び食肉表示等に係る資料の作成・配布 (2) 消費者の信頼確保の推進 ア 需要者や関連業種等との情報交換会、食肉流通協議会・セミナーの開催 イ 消費者の信頼確保と多様化するニーズへの対応に係る資料の作成及び配布 (3) (1) 及び (2) の事業に係る推進指導等						
2 食肉流通機能強化推進事業 (1) 共同化の推進 ア 食肉流通事業者における資材等の共同購入、配送の共同化等に係る検討委員会の開催 イ 食肉流通事業者における共同化を図る新規取組 ウ 共同化に係る優良事例の調査及び資料の作成 (2) 技術習得及び経営力強化の推進						

<p>ア 食肉の加工、処理技術や経営及び労務管理手法の習得を通じた人材・後継者の育成研修や経営力強化に資する事例調査及び普及</p> <p>イ 食肉販売店において加工することができる商品の開発</p> <p>ウ 経営革新支援機関等による実態に即した支援を行うための体制の整備</p> <p>エ ウによる指導や助言を踏まえた経営の高度化や合理化に資する支援</p> <p>(3) (1) 及び (2) の事業に係る推進指導等</p> <p>3 生産者等との連携推進事業</p> <p>(1) 産地食肉販売会の推進</p> <p>ア 産地食肉販売推進会議の開催及び産地との意見交換会の開催</p> <p>イ 産地食肉の販売会の開催</p> <p>ウ 生産者に対する情報提供推進費の交付</p> <p>エ 食肉の輸送費及び枝肉解体処理費の交付</p> <p>オ 産地食肉理解醸成交流活動の実施</p> <p>カ 産地食肉の販売推進に係る資料の作成及び配布</p> <p>(2) 産地銘柄食肉の流通の促進</p> <p>ア 産地銘柄食肉流通促進委員会の開催</p> <p>イ 産地との意見交換会の開催</p> <p>ウ 産地銘柄情報の伝達資材の作成</p> <p>エ 産地銘柄食肉の配送及び保</p>							
--	--	--	--	--	--	--	--

管 (3) (1) 及び (2) の事業に係る 推進指導等						
合 計						

4 事業開始及び完了年月日

5 振込先

金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

6 添付書類 「みどりチェック」 チェックシート

別紙様式第5号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通機能の適正化・強化及び生産者との連携の推進）について、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添1の第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。  
（返還がある場合、記載すること））

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法律第15条の補助金の額の確定額<br>（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                               | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                       | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3-2）   | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

## 別添2 食肉流通経営体質強化支援事業

### 第1 事業の内容

#### 1 食肉流通経営の体質強化

事業実施主体は、食肉流通経営の体質強化を図るため、低利資金（以下「食肉流通経営体質強化支援資金」という。）を融通する融資機関に対する利子補給を行うものとする。

#### 2 1の事業に係る推進指導等

### 第2 事業の実施等

#### 1 実施要領の作成

事業実施主体は、第1の1及び2の事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成して独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けるものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

#### 2 行動規範等の作成

(1) 事業実施主体及びその組合員等は、この事業を実施する場合には、あらかじめ、法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準（行動規範）を規定した文書（組合員等が所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含む。以下「行動規範等」という。）を作成するものとする。組合員等にあつては、作成した行動規範等をその所属する事業実施主体に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は第5の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、(1)の行動規範等を取りまとめの上、自らの行動規範等とともに理事長に提出するものとする。

#### 3 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。

#### 4 事業の実施要件等

第1の1の事業の実施に当たっては、次のとおりとする。

(1) 貸付対象者

食肉流通経営体質強化支援資金の貸付対象者は、食肉流通業者によって組織され複数の都道府県にまたがり活動している団体（以下「食肉流通事業組合」という。）、事業実施主体の直接若しくは間接の組合員である組合（以下「組合」という。）又は事業実施主体の直接若しくは間接の組合員であり主に食肉流通業を営む者（以下「組合員」という。）とする。

(2) 貸付対象資金

食肉流通経営体質強化支援資金により借り入れることができる資金は、食肉の買入れ及び保管に必要な資金とする。

(3) 貸付期間

食肉流通経営体質強化支援資金の貸付期間は、令和7年度から令和8年度までとする。

(4) 融資機関

融資機関は、農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行、信用金庫及び信用組合であって、貸付対象者が借入相手先として事業実施主体に申請したもののうち事業実施主体の長が食肉流通経営体質強化支援資金の融資機関として指定したもの（以下「指定融資機関」という。）とする。

(5) 貸付条件

ア 貸付限度額については、1 貸付対象者ごとに、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(ア) 食肉流通事業組合は、(6) の資金借入実施計画に定める額の範囲内

(イ) 組合は、1 億円以内とし、事業実施主体の長が定める額

(ウ) 組合員は、4,000 万円以内とし、事業実施主体の長が定める額

イ 償還期間及び償還方法

償還期間及び償還方法については、次に定めるところによるものとする。

(ア) 償還期間は、1 年以内とする。

(イ) 償還方法は、(7) のアの資金借入申請書に定められた方法とする。

ウ 貸付利率

貸付利率は、実勢の市中貸付利率（以下「実勢利率」という。）から

(8) のイに定める年利子補給率を差し引いた利率とする。なお、実勢利率については、指定融資機関と貸付対象者の間で協議して決定するものとする。

(6) 資金借入実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、この事業の実施に当たっては、別紙様式第1号の食肉流通経営体質強化支援資金借入実施計画承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(7) 資金借入の申請等

ア 資金借入の申請

(ア) 組合員は、食肉流通経営体質強化資金を借り入れようとする場合には、あらかじめ所属する組合及び指定融資機関と協議の上、経営改善計画及び資金借入申請書を作成し事業実施主体に提出するものとする。

なお、組合員が作成する経営改善計画において、経営改善の目標及び取組の具体的な内容・期限等を記載するものとする。

(イ) 食肉流通事業組合は、食肉流通経営体質強化資金を借り入れようとする場合には、あらかじめ所属する組合及び指定融資機関と協議の上、資金借入申請書を作成し事業実施主体に提出するものとする。

(ウ) 組合は、(ア)及び(イ)を取りまとめ、自らの資金借入申請書とともに事業実施主体の長に提出し、その承認を受けるものとする。

(エ) 事業実施主体の長は、(ウ)により資金借入申請を承認した場合には、組合を経由して、食肉流通経営体質強化支援資金の貸付けに係る指定融資機関及び当該貸付対象者に対し、その旨を通知するものとする。

また、事業実施主体は食肉流通経営体質強化支援資金を自ら借り入れようとする場合には、あらかじめ指定融資機関と協議の上、資金借入申請書を作成し、指定融資機関に提出するものとする。

(オ) 指定融資機関は、(エ)の事業実施主体の長の資金借入承認書又は事業実施主体の資金借入申請書の提出を受けた後、食肉流通経営体質強化支援資金を貸し付けるものとする。

イ 承認の取消し

事業実施主体の長は、次に掲げる場合は、アの(ウ)の承認を取り消す

ものとする。

(ア) 食肉流通事業組合、組合又は組合員から承認取消しの申請があった場合

(イ) アの経営改善計画又は資金借入申請書に不実記載が認められた場合

(ウ) 償還期間内に償還がなされなかった場合

#### (8) 利子補給金の交付

##### ア 利子補給の相手方

利子補給の相手方は、食肉流通経営体質強化支援資金を融通した指定融資機関とする。

##### イ 年利子補給率

事業実施主体の長は、アの指定融資機関に対し行う年利子補給の利率（以下「年利子補給率」という。）を、年1.6パーセント以内で定めるものとする。ただし、年利子補給率が（5）のウの実勢利率を上回る場合、年利子補給率は実勢利率以内とする。

##### ウ 利子補給の交付額

利子補給の額は、貸付対象者が借り入れた食肉流通経営体質強化支援資金の貸付高にイの年利子補給率を乗じて得た額とする。ただし、貸付対象者が、食肉流通経営体質強化支援資金の貸付後に倒産等の理由により貸付対象者の要件を失った場合にあつては、当該要件失効日から償還日までの期間を利子補給金の交付対象期間から控除して算出された額とする。

##### エ 利子補給金交付の停止

事業実施主体の長は、（7）のイの承認の取消しがあった場合は、利子補給金の交付を行わないものとする。

#### (9) みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

ア 貸付対象者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」

（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、経営改善計画及び資金借入申請時に当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施主体に提出するものとする。

また、事業実施期間が終了した際は、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを事業実施主体に提出するものとする。

イ 事業実施主体は、全ての貸付対象者から当該「みどりチェック」チェックシートを収集し、その一覧を第2の4の(6)の借入実施計画承認申請時及び第6の2の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、貸付対象者の名称及び住所(都道府県)の情報を含めることとする。なお、事業実施主体が自ら取組を実施する場合は、自らの「みどりチェック」チェックシートを併せて機構に提出するものとする。

#### 5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和8年度とする。

### 第3 事業の推進指導等

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係機関及び関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な推進に努めるものとする。
- 2 第1の1の事業における貸付対象者は、事業実施主体の指導の下、関係機関及び関係団体との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施に努めるものとする。

### 第4 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体がこの事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

### 第5 補助金の交付手続等

#### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第2号の食肉流通経営体質強化促進事業(食肉流通経営体質強化支援事業)補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

#### 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をし

ようとする場合には、あらかじめ別紙様式第3号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付農林水産指令15生産第4153号認可）第80条第1項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定の額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第4号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 第6 事業の実績報告等

### 1 食肉流通経営体質強化支援資金の貸付実施状況等報告

事業実施主体は、四半期ごとに、別紙様式第5号により当該四半期の食肉流通経営体質強化支援資金の貸付実施状況等を、遅滞なく理事長に報告するものとする。

### 2 事業の実績報告

事業実施主体は、この事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第6号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

## 第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第5の1の補助金交付申請書を提出するに当

たり、当該補助に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実施主体は、1のただし書により交付申請した場合に、第6の2の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、1のただし書により交付申請した場合において、第6の2の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第7号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第8 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間はこの事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

## 2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

## 3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

別 表

事業の種類	補助対象経費	補助率
食肉流通経営体質 強化支援事業	1 食肉流通経営の体質強化 食肉流通経営体質強化支援資金を融通 する融資機関に対する利子補給を行うた めに要する経費	2 / 3 以内
	2 1の事業に係る推進指導等	定 額

別紙様式第1号

令和 年度 食肉流通経営体質強化支援資金借入実施計画(変更)承認申請書

番 号

年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

令和 年度における食肉流通経営体質強化支援資金の借入実施計画について、食肉卸売経営体質強化促進事業実施要綱別添2の第2の4の(6)の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 借入目的

2 資金借入実施計画

区分	借入者数(a)	1件当たりの借入額(b) 千円	借入額計(c=a×b) 千円	利子補給率(d) %	補助金額(c×d×2/3) 千円
食肉流通事業組合					
組 合					
組合員					
合 計					

注1:「みどりチェック」チェックシート(及びその一覧)を添付すること。

注2:変更部分を二段書にし、変更前を( )書で記載すること。

注3:変更承認申請の場合は、1の借入目的を変更理由として、その内容を記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）  
補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添2の第5の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他 ( )	
1 食肉流通経営体質強化支援 資金を融通する融資機関に 対する利子補給				
2 1の事業に係る推進指導等				
合 計				

注：事業を委託する場合は、備考欄に委託先名、委託費を記載すること。

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の事業（業務）報告書及び（業務）計画書
- (3) その他

事業実施主体は、自ら及びその組合員等がこの事業の実施に当たってあらかじめ作成した行動規範等を添付すること。

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別 紙

令和 年 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）  
実施計画

1 指定融資機関に対する利子補給

貸付 対象者 名	融資 機関名	食肉流通経営体質強化支援資金				負担区分		備考
		借入金額	償還 期間	利子 補給率	利子 補給額	機構 補助金	その他	
		円	日	%	円	円	円	
合 計								

2 事業推進事務費

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他（ ）	
	円	円	円	
計				

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）  
補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった  
令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）につ  
いて、下記の理由により事業（内容及び経費の配分）を変更したいので承認されたく、  
食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添2の第5の2の規定に基づき、申請しま  
す。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 事業に要する経費及び負担区分
- 4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

注：2及び3は別紙様式第2号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記し、変更前を括弧書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第4号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）

補助金概算払請求書

番 号

年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）について、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添2の第5の3の(2)の規定に基づき、請求します。

記

1 概算払請求額

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	令和 年 月 日ま で予定出 来高(④+ ⑤)/②	残額 ②-④- ⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	出来高 ③/①				
1 食肉流通経営の体質強化 食肉流通経営体質強化支援資金を融 通する融資機関に対する利子補給	円	円	円	円	%	円	円	%	円
2 1の事業に係る推進指導等									
合 計									

2 事業の遂行状況

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）執行状況表」のとおり。

3 振込先金融機関名等

金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

別 紙

食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）執行状況表

1 指定融資機関に対する利子補給

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年月日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構補 助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

2 事業推進事務費

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年月日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構補 助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

別紙様式第5号

食肉流通経営体質強化支援資金 貸付実施状況等報告書  
(令和 年度第 四半期分)

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度第 四半期の食肉流通経営体質強化支援資金の貸付けが別添のとおり  
実施されましたので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添2の第6の1の規  
定に基づき報告します。

別 添

食肉流通経営体質強化支援資金 貸付実施状況等報告書  
 (令和 年度第 四半期)

団体名	本四半期					本年度合計					借入承認額	備考
	区分	貸付者数	貸付件数	融資機関数	貸付額	区分	貸付者数	貸付件数	融資機関数	貸付額		
	団体		件		円	団体		件		円	円	
	組合					組合						
	個人					個人						
	小計					小計						

総計	団体					団体						
	組合					組合						
	個人					個人						
	合計					合計						

別紙様式第6号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）  
実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和  
年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）について、下  
記のとおり実施したので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添2の第6の2  
の規定に基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）実績  
報告」のとおり。

別紙様式第2号の記の2に準ずる。

3 事業に係る精算

区 分	交付決定		事業実績		既 概算払 受領額	差引 精算払 請求額
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金		
1 食肉流通経営の体質強化 食肉流通経営体質強化支援 資金を融通する融資機関に対 する利子補給						
2 1の事業に係る推進指導						
合 計						

4 事業開始及び完了年月日

5 振込先

金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

6 添付書類 「みどりチェック」チェックシート（及びその一覧）

別紙様式第7号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）  
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった  
令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）につ  
いて、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添2の第7の3の規定に基づき、下  
記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。  
返還がある場合、記載すること）

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法律第15条の補助金の額の確定額<br>(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                               | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                       | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）   | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

## 別添3 食肉卸売市場機能強化事業

### 第1 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

#### 1 情報機能の強化

(1) 事業実施主体は、せり取引の活性化を図るため、食肉卸売市場が買参人等に提供すべき情報の内容や提供方法等の検討・協議を行うため、全国段階において、情報機能強化検討委員会を、地域段階において、情報機能強化部会をそれぞれ開催するものとする。

(2) 事業実施主体は、(1)の情報を収集・伝達するシステムを整備するために必要なプログラムの開発を行うとともに、当該システムの管理運営を行うものとする。

(3) 事業実施主体は、荷受業者が(1)の情報を効率的に収集・伝達するシステム等確立するため、荷受業者が次に掲げる事業を実施するのに要する経費について補助するものとする。

ア システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営

イ システム確立に必要な機器の整備

#### 2 決済機能の強化

事業実施主体は、食肉卸売市場の決済機能の強化等を図るための低利資金（以下「市場機能強化資金」という。）を融通する金融機関に対する利子補給を行うものとする。

#### 3 品質管理の高度化

事業実施主体は、荷受業者がせり取引における衛生管理の向上を図るために必要な衛生管理機器を整備するのに要する経費について補助するものとする。

#### 4 事業推進事務費

1から3までの事業の円滑な実施を図るための推進指導等

### 第2 事業の実施

#### 1 実施要領の作成

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

#### 2 行動規範の作成等

(1) 荷受業者は、この事業を実施する場合は、あらかじめ、法令遵守等を規定した行動規範等を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、(1)の行動規範等を取りまとめの上、自らの行動規範等とともに理事長に提出するも

のとする。

### 3 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

- (1) 荷受業者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施主体に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを事業実施主体に提出するものとする。

- (2) 事業実施主体は、全ての荷受業者から当該「みどりチェック」チェックシートを収集し、第6の1の交付申請時、第6の2の変更承認申請時及び第7の実績報告時に機構に提出するものとする。

- (3) 事業実施主体は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」に基づき、事業申請時に「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、機構に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。

### 4 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

### 5 市場機能強化資金の融通

第1の2の市場機能強化資金の融通は、次により行うものとする。

#### (1) 貸付対象者

市場機能強化資金の貸付対象者は、荷受業者とする。

#### (2) 貸付対象資金

市場機能強化資金により借り入れることができる資金は、次に掲げるものとする。

ア 予約相対取引等で取り扱う食肉の出荷者に対して肥育資金を貸し付けるのに必要な資金

イ 食肉の買付販売及びそれに伴う保管に必要な資金

ウ 買参人からの入金に先立って、荷受業者が出荷者に対し代金の支払いを行うのに必要な資金

#### (3) 貸付期間

市場機能強化資金の貸付期間は、令和7年度から令和8年度までとする。

(4) 融資機関

融資機関は、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行、信用金庫及び信用組合であって、貸付対象者が借入相手先として事業実施主体に申請したもののうち、事業実施主体が市場機能強化資金の融資機関として指定したもの（以下「指定融資機関」という。）とする。

(5) 貸付条件

ア 貸付限度額

貸付限度額は、(6)の理事長の承認を受けた額の範囲内とし、貸付対象者当たりの貸付限度額は、(7)のアの事業実施主体の承認を受けた額とする。

イ 償還期間及び償還方法

償還期間及び償還方法については、次のとおりとする。

(ア) 償還期間

償還期間は1年以内とする。

(イ) 償還方法

償還方法は、(7)のアの事業実施主体の承認を受けた方法とする。

ウ 貸付利率

貸付利率は、実勢の市中貸付利率（以下「実勢利率」という。）から(8)のイに定める年利子補給率を差し引いた利率とする。なお、実勢利率は、指定融資機関と貸付対象者の間で協議して決定するものとする。

(6) 資金借入実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、第1の2の事業の実施に当たっては、別紙様式第1号の市場機能強化資金借入実施計画承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(7) 資金借入の申請等

ア 資金借入の申請

(ア) 荷受業者は、市場機能強化資金を借り入れようとする場合は、あらかじめ指定融資機関と協議の上、資金借入申請書を事業実施主体に提出し、その承認を受けるものとする。

(イ) 荷受業者が、資金借入れの中止又は借入金額の増加等により資金借入額の変更をしようとする場合は、(ア)に準ずるものとする。

(ウ) 事業実施主体は、(ア)により資金借入申請を承認した場合、当該資金の貸付けに係る指定融資機関及び荷受業者へその旨を通知するものとする。

(エ) 指定融資機関は、(ウ)の通知を受けた後、市場機能強化資金を貸し付けるものとする。

イ 承認の取消し

事業実施主体は、次に掲げる場合は、アの(ア)の承認を取り消すものとする。

- (ア) 荷受業者から承認取消しの申請があった場合
- (イ) 資金借入申請書に不実記載が認められた場合
- (ウ) 償還期間内に償還がなされなかった場合

#### (8) 利子補給金の交付

##### ア 利子補給の相手方

利子補給の相手方は、市場機能強化資金を融通した指定融資機関とする。

##### イ 年利子補給率

事業実施主体は、市場機能強化資金の借入れに係る指定融資機関に対し行う年利子補給率（以下「年利子補給率」という。）を、年1.6パーセント以内で定めるものとする。ただし、年利子補給率が（5）のウの実勢利率を上回る場合は、年利子補給率は実勢利率以内とする。

##### ウ 利子補給の交付額

利子補給の交付額は、貸付対象者が借り入れた市場機能強化資金の貸付高にイの年利子補給率を乗じて得た額とする。ただし、貸付対象者が（1）の要件を満たさなくなった場合にあっては、当該要件失効日から償還日までの期間を利子補給金の交付対象期間から控除して算出された額とする。

#### (9) 利子補給金交付の停止

事業実施主体は、貸付対象者が（7）のイの規定により資金借入申請の承認が取り消された場合には、利子補給金の交付を行わないものとする。

### 第3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和8年度とする。

### 第4 事業の推進指導等

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 貸付対象者及び金融機関は、事業実施主体の指導の下、関係機関及び関係団体との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

### 第5 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

### 第6 補助金の交付手続等

#### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める日までに、別紙様式第2号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

## 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第3号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号認可）第80条第1項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

## 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第4号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 第7 事業の実績報告等

### 1 貸付実施状況等報告

事業実施主体は、四半期ごとに、別紙様式第5号の市場機能強化資金貸付実施状況等報告書により当該四半期の市場機能強化資金の貸付実施状況等を、遅滞なく理事長に提出するものとする。

### 2 事業の実績報告

事業実施主体は、荷受業者から提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの実績とともに、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに、別紙様式第6号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。

## 第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費

税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の2の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の2の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金及び事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第7号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの荷受業者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第9 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間はこの事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定める処分制限期間をいう。）を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

### 2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

### 3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施及び事業実績について、必

要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

別 表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 情報機能の強化	(1) 情報機能強化検討委員会及び強化部会の開催等に要する経費 (2) 情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発及びその管理運営に要する経費 (3) 事業実施主体が、荷受業者に対し次に掲げる事業を実施するのに要する経費を補助するのに要する経費 ア 情報伝達システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営に要する経費 イ 情報伝達システム確立に必要な機器の整備に要する経費	定 額 定 額 定 額 1 / 2 以内
2 決済機能の強化	事業実施主体が、市場機能強化資金を融通する指定融資機関に対する利子補給を行うために要する経費	2 / 3 以内
3 品質管理の高度化	事業実施主体が、荷受業者に対しせり取引における衛生管理の向上を図るために必要な機器の整備に要する経費を補助するのに要する経費	定 額
4 事業推進事務費	1 から 3 までの事業を推進するのに必要な経費	定 額

別紙様式第1号

令和 年度 市場機能強化資金借入実施計画承認（変更）申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度における市場機能強化資金の借入れについて、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添3の第2の4の（6）の規定に基づき、下記のとおり借入実施計画を作成したので承認願いたく申請します。

記

1 借入の目的

2 資金借入実施計画

貸付対象者名	区分	借入件数	市場機能強化資金			
			借入額	償還期間	年利子補給率	利子補給額
			円	日	%	円
合計						

注1：区分欄には、肥育資金、食肉買付資金、需要期資金別に記載。

2：変更部分を二段書にし、変更前を（ ）書で記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）  
補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添3の第6の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙 令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）実施計画のとおり

### 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		機構 補助金	その他 ( )	
1 情報機能の強化 (1) 情報機能強化検討委員会及び強化部会の開催 (2) 情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発及びその管理運営 (3) 情報伝達システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営並びに機器の整備 ア 情報伝達システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営 イ 情報伝達システム確立に必要な機器の整備  2 決済機能の強化  3 品質管理の高度化  4 事業推進事務費				
合 計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに備考欄に委託先名と委託費の額を記載すること。

### 4 事業実施期間

- (1) 事業開始年月日                      令和 年 月 日  
 (2) 事業完了予定年月日                令和 年 月 日

### 5 添付書類

- (1) 定款  
 (2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書  
 (3) 「みどりチェック」チェックシート

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）  
実施計画

1 情報機能の強化

(1) 情報機能強化検討委員会及び強化部会の開催

ア 情報機能強化検討委員会の開催

事業内容	補助対象 経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに備考欄に委託先名と委託費の額を記載すること。

4：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

イ 情報機能強化部会の開催

事業内容 (市場名)	補助対象 経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの

員数、単価、金額を記載すること。

3：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに備考欄に委託先名と委託費の額を記載すること。

4：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(2)情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発及びその管理運営  
ア プログラムの開発

区 分	内 容	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他( )	
		円	円	円	
計					

注1：備考欄には積算基礎を記載すること。

2：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに備考欄に委託先名と委託費の額を記載すること。

イ プログラムの管理運営

区 分	内 容	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他( )	
		円	円	円	
計					

注1：備考欄には積算基礎を記載すること。

2：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに備考欄に委託先名と委託費の額を記載すること。

(3)情報伝達システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営並びに機器の整備

荷受業者に対する補助

ア プログラムの開発及びその管理運営

市場名	区 分	内 容	事業費	負担区分		備考
				機構補助金	その他( )	
			円	円	円	
計						

注：備考欄には積算基礎を記載すること

イ 機器の整備

市						負担区分	

場名	区分	内容	数量	単価	事業費	機構補助金	その他( )	備考
				円	円	円	円	
計								

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

## 2 決済機能の強化

貸付対象者名	区分	指定融資機関数・件数	市場機能強化資金				負担区分		備考
			借付額	償還期間	年利子補給率	利子補給額	機構補助金	その他	
			円	日	%	円	円	円	
~~~~~									
合計									

注1：区分欄には、肥育資金、食肉買付資金、需要期資金別に記載。

2：備考欄には積算基礎を記載すること。

## 3 品質管理の高度化

市場名	区分	内容	数量	単価	事業費	負担区分		備考
						機構補助金	その他( )	
				円	円	円	円	
計								

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

## 4 事業推進事務費

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他( )	
	円	円	円	
計				

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）  
補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）について、下記の理由により事業（内容及び経費の配分）を変更したいので承認されたく、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添3の第6の2の規定に基づき、申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 事業に要する経費及び負担区分

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

注：2及び3は別紙様式第2号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記し、変更前を括弧書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第4号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）  
補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ  
った令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事  
業）について、下記のとおり 金 円を概算払により支払われたく食肉  
流通経営体質強化促進事業実施要綱別添3の第6の3の(2)の規定に基づき、  
請求します。

記

1 概算払請求額

区 分	交付決定		事業遂行状況 (令和年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) / ②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
1 情報機能の強化 (1) 情報機能強化検討委員会及び強化部会の開催 (2) 情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発及びその管理運営 (3) 情報伝達システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営並びに機器の整備 ア 情報伝達システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営 イ 情報伝達システム確立に必要な機器の整備	円	円	円	円	%	円	円	%	円

2 決済機能の強化									
3 品質管理の高度化									
4 事業推進事務費									
計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 事業遂行状況

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業） 執行状況表」のとおり。

3 振込先金融機関名等

金融機関及び支店名

振込口座種類、口座番号及び口座名義人

別紙

食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業） 執行状況表

1 情報機能の強化

(1) 情報機能強化検討委員会及び強化部会の開催

ア 情報機能強化検討委員会の開催

区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備 考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

イ 情報機能強化部会の開催

市場名	区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備 考
		事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
		円	円	円	円	%	円	円	円	
計										

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(2) 情報伝達システム整備に必要なプログラムの開発及びその管理運営

ア プログラムの開発

区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備 考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

イ プログラムの管理運営

区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備 考
	事業 費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(3) 情報伝達システム確立に必要なプログラムの開発及びその管理運営並びに機器の整備

ア 荷受業者に対する助成

(ア) プログラムの開発及び管理運営

市場名	区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備 考
		事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
		円	円	円	円	%	円	円	円	
計										

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(イ) 機器の整備

市場名	区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備 考
		事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
		円	円	円	円	%	円	円	円	
計										

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

2 決済機能の強化

区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備 考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				

	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

### 3 品質管理の高度化

市場名	区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残 額	備 考
		事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
		円	円	円	円	%	円	円	円	
計										

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

### 4 事業推進事務費

区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算 払 受領 額	今回 概算払 請求額	残 額	備 考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

別紙様式第5号

市場機能強化資金貸付実施状況等報告書  
(令和 年度第 四半期分)

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和 年度第 四半期の市場機能強化資金の貸付けが別添のとおり実施されましたので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添3の第7の1の規定に基づき報告します。

別添

市場機能強化資金 貸付実施状況等報告書  
(令和 年度第 四半期)

市場名	区分	本四半期			本年度合計			資金借入 承認額	備考
		貸付 件数	融資機 関数	貸付額	貸付 件数	融資機 関数	貸付額		
		件	件	円	件	件	円	円	
合計									

注1：区分欄には、肥育資金、食肉買付資金、需要期資金別に記載すること。

注2：備考欄には、積算基礎を記載すること。

別紙様式第6号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）  
実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）について、下記のとおり実施したので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添3の第7の2の規定に基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）実績報告」のとおり。

別紙様式第2号の記の2に準ずる。ただし、計画を上段に（ ）書で記載し、下段に実績を記載するものとする。

3 事業に係る精算

区 分	交付決定		事業実績		既 概算払 受領額	差引 精算払 請求額
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金		
1 情報機能の強化 (1) 情報機能強化検討 委員会及び強化部会 の開催  (2) 情報伝達システム 整備に必要なプログ ラムの開発及びその 管理運営  (3) 情報伝達システム 確立に必要なプログ ラムの開発及びその 管理運営並びに機器 の整備 ア 情報伝達システム 確立に必要なプログ ラムの開発及びその 管理運営 イ 情報伝達システム に必要な機器の整備						
2 決済機能の強化						
3 品質管理の高度化						
4 事業推進事務費						
合 計						

4 事業開始及び完了年月日

5 振込先

金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

6 添付書類

「みどりチェック」チェックシート

別紙様式第7号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）に係る  
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった令  
和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉卸売市場機能強化事業）について、  
食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添3の第8の3の規定に基づき、下記のと  
おり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。  
返還がある場合、記載すること）

記

- |                                                           |   |   |
|-----------------------------------------------------------|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>(令和〇年〇月〇日付け〇農畜機第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                               | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る<br>消費税等相当額                   | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                                           | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確  
認できる資料も併せて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する

特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

## 別添4 食肉取引円滑化推進事業

### 第1 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

#### 1 食肉取引の円滑化の推進

事業実施主体は、食肉取引の円滑化や品質向上のため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 食肉取引の円滑化等のための検討委員会の開催

(2) 食肉取引の円滑化等のための意見交換会の開催

#### 2 食肉取引の円滑化等を図るための調査・研究

事業実施主体は、食肉取引の円滑化等のため、牛・豚肉の評価・測定等に係る調査・研究を行うものとする。

#### 3 食肉取引の円滑化の推進

事業実施主体は、食肉取引の円滑化に資する技術習得を推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 食肉取引の円滑化のための技術普及検討会等の開催

(2) 食肉取引の円滑化のための技術普及研修会の開催

#### 4 1から3までの事業に係る推進指導等

### 第2 事業の実施

#### 1 行動規範等の作成

(1) 事業実施主体及びその組合員等は、この事業を実施する場合には、あらかじめ、法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準（行動規範）を規定した文書（組合員等が所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含む。以下「行動規範等」という。）を作成するものとする。組合員等にあつては、作成した行動規範等をその所属する事業実施主体に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は第5の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、(1)の行動規範等を取りまとめの上、自らの行動規範等とともに理事長に提出するものとする。

#### 2 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。

#### 3 後援名義

事業実施主体は、この事業により販促資材、調査報告書、普及啓発資材、ポスター等を作成した場合に当たっては、原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。

#### 4 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

(1) 組合員等は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における

環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、第2の1の（1）の行動規範等の提出時に当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施主体に提出するものとする。

また、事業実施期間が終了した際は、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを事業実施主体に提出するものとする。

- (2) 事業実施主体は、全ての組合員等から当該「みどりチェック」チェックシートを収集し、その一覧を第5の1の交付申請時、第6の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、組合員等の名称及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。なお、事業実施主体が自ら取組を実施する場合は、自らの「みどりチェック」チェックシートを併せて機構に提出するものとする。

#### 5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和8年度とする。

### 第3 事業の推進指導等

事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係機関及び関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な推進に努めるものとする。

### 第4 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第1の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

### 第5 補助金の交付手続等

#### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

#### 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付農林水産指令15生産第4153号認可）第80条第1項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

#### (1) 事業の中止又は廃止

- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定の額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 第6 事業の実績報告

事業実施主体は、この事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

## 第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第5の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により交付申請した場合に、第6の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により交付申請した場合において、第6の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第5号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合

又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第8 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間はこの事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

### 2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

### 3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

## 別 表

事業の種類	補助対象経費	補助率
食肉取引円滑化推進事業	1 食肉取引の円滑化の推進 食肉取引の円滑化や品質向上のため行う、次に掲げる事業に要する経費 (1) 食肉取引の円滑化等のための検討委員会の開催 (2) 食肉取引の円滑化等のための意見交換会の開催	定 額
	2 食肉取引の円滑化等を図るための調査・研究 食肉取引の円滑化等のため行う、牛・豚肉の評価・測定等に係る調査・研究に要する経費	定 額
	3 食肉取引の円滑化の推進 食肉取引の円滑化に資する技術習得を推進するため行う、次に掲げる事業に要する経費 (1) 食肉取引の円滑化のための技術普及検討会等の開催 (2) 食肉取引の円滑化のための技術普及研修会の開催	定 額
	4 1 から 3 までの事業に係る推進指導等	定 額

別紙様式第1号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）  
補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添4の第5の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他 ( )	
1 食肉取引の円滑化の推進 (1) 食肉取引の円滑化等のための検討委員会の開催 (2) 食肉取引の円滑化等のための意見交換会の開催				
2 食肉取引の円滑化等を図るための調査・研究				

3 食肉取引の円滑化の推進 (1) 食肉取引の円滑化のための技術普及検討会等の開催 (2) 食肉取引の円滑化のための技術普及研修会の開催				
4 1から3までの事業に係る推進指導等				
合 計				

注：事業を委託する場合は、備考欄に委託先名、委託費を記載すること。

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の事業（業務）報告書及び（業務）計画書
- (3) 「みどりチェック」チェックシート（及びその一覧）
- (4) その他

事業実施主体は、自ら及びその組合員等がこの事業の実施に当たってあらかじめ作成した行動規範等を添付すること。

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別 紙

令和 年 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）実施計画

1 食肉取引の円滑化の推進

(1) 検討委員会の開催

事業内容	補助対象経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(2) 意見交換会の開催

事業内容	補助対象経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(3) 事業推進事務費

区 分	事業費	負担区分	備考
-----	-----	------	----

		機構補助金	その他（ ）	
	円	円	円	
計				

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

## 2 食肉取引の円滑化等を図るための調査・研究

### (1) 牛・豚肉の評価・測定等に係る調査・研究

区 分	種類・内容	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他 ( )	
		円	円	円	
計					

注：備考欄には積算基礎を記載すること

### (2) 事業推進事務費

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他（ ）	
	円	円	円	
計				

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

## 3 食肉取引の円滑化の推進

### (1) 技術普及検討会等の開催

事業内容	補助対象 経費	事業費				負担区分		備 考
		費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること

(2) 技術普及研修会の開催

時期	場所	内容	参集範囲、 参加者数	事業費	負担区分		備考
					機構 補助金	その他 ( )	
				円	円	円	
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、研修内容別に具体的に記述すること。(開催計画案、参加者属性・人数など)

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(3) 事業推進事務費

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他 ( )	
	円	円	円	
計				

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）  
補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった  
令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）について、  
下記の理由により事業（内容及び経費の配分）を変更したいので承認されたく、食肉  
流通経営体質強化促進事業実施要綱別添4の第5の2の規定に基づき、申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 事業に要する経費及び負担区分

- 4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

注：2及び3は別紙様式第1号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記し、変更前を括弧書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）  
補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）について、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添4の第5の3の(2)の規定に基づき、請求します。

記

1 概算払請求額

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	令和 年 月 日ま で予定出 来高(④+ ⑤)/②	残額 ②-④- ⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	出来高 ③/①				
1 食肉取引の円滑化の推進 (1) 食肉取引の円滑化等のための検討 委員会の開催 (2) 食肉取引の円滑化等のための意見 交換会の開催	円	円	円	円	%	円	円	%	円
2 食肉取引の円滑化等を図るための調 査・研究									
3 食肉取引の円滑化の推進 (1) 食肉取引の円滑化のための技術普 及検討会等の開催 (2) 食肉取引の円滑化のための技術普 及研修会の開催									
4 1 から 3 までの事業に係る推進指導 等									
合 計									

2 事業の遂行状況

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）執行状況表」のとおり。

3 振込先金融機関名等

金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

別 紙

食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）執行状況表

1 食肉取引の円滑化の推進

(1) 検討委員会の開催

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(2) 意見交換会の開催

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(3) 事業推進事務費

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

2 食肉取引の円滑化等を図るための調査・研究

(1) 牛・豚肉の評価・測定等に係る調査・研究

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
計									

	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(2) 事業推進事務費

区分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

3 食肉取引の円滑化の推進

(1) 技術普及検討会等の開催

区分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(2) 技術普及研修会の開催

区分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

(3) 事業推進事務費

区分	交付決定		事業の遂行状況 (第 四半期)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構 補助金	出来高 ②/①				
計									

	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

別紙様式第4号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）  
実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和  
年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）について、下記のと  
おり実施したので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添4の第6の規定に基  
づき、関係書類を添えて実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）実績報告」  
のとおり。

別紙様式第2号の記の2に準ずる。

### 3 事業に係る精算

区 分	交付決定		事業実績		既 概算払 受領額	差引 精算払 請求額
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金		
1 食肉取引の円滑化の推進 (1) 食肉取引の円滑化等のための 検討委員会の開催 (2) 食肉取引の円滑化等のため の意見交換会の開催						
2 食肉取引の円滑化等を図るた めの調査・研究						
3 食肉取引の円滑化の推進 (1) 食肉取引の円滑化のための 技術普及検討会等の開催 (2) 食肉取引の円滑化のための 技術普及研修会の開催						
4 1 から 3 までの事業に係る推 進指導等						
合 計						

4 事業開始及び完了年月日

5 振込先

金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

6 添付書類 「みどりチェック」チェックシート（及びその一覧）

別紙様式第5号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）に  
係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

号

番  
年 月

日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ  
った令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）  
について、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添4の第7の3の規定に  
基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還し  
ます。（返還がある場合、記載すること））

記

- 1 補助金適正化法律第15条の補助金の額の確定額  
（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円

4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

## 別添5 緊急時生産流通体制支援事業（緊急時食肉安全性等情報提供事業）

### 第1 事業の内容

この事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 食肉学術情報の収集

##### (1) 食肉学術情報収集会議の開催

食肉学術情報収集のテーマの選定や収集後の成果発表等を行うための関係者による会議（以下「食肉学術情報収集会議」という。）の開催

##### (2) 食肉学術情報の収集

会議で選定されたテーマに沿った情報の収集

##### (3) 委託研究の実施

食肉等に含まれる健康への影響が注目される成分についての委託研究の実施

#### 2 食肉の安全・安心に関する意識調査の実施

##### (1) 食肉意識調査検討委員会の開催

食肉の安全・安心に関する消費者の意識調査の手法や調査結果の分析等について検討するための関係者による会議（以下「食肉意識調査検討委員会」という。）の開催

##### (2) 食肉意識調査・分析の実施

食肉の安全・安心に関する意識調査及び分析の実施

#### 3 食肉情報普及素材の作成等

##### (1) 食肉情報普及素材作成検討委員会の開催

作成する食肉情報普及素材について検討するための関係者による会議（以下「食肉情報普及素材作成検討委員会」という。）の開催

##### (2) 食肉情報普及素材の作成

食肉情報の普及に係る冊子等の作成

##### (3) インターネットを活用した情報提供体制の整備

インターネットを活用した情報提供体制の整備

### 第2 事業の実施

#### 1 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

#### 2 後援名義

事業実施主体は、この事業により販促資材、調査報告書、普及啓発資材、

ポスター等を作成した場合及びイベント等の実施等に当たっては、原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。

### 3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和8年度とする。

## 第3 事業の推進指導等

事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携を図り、この事業の適正かつ円滑な推進を図るものとする。

## 第4 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定めるところにより、事業実施主体が第2の事業を実施するのに要する経費につき、補助するものとする。

## 第5 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の食肉流通経営体質強化促進事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時食肉安全性等情報提供事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の食肉流通経営体質強化促進事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時食肉安全性等情報提供事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産指令15生産第4153号認可）第80条第1項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合には、補助金交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることが

できるものとする。

- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の食肉流通経営体質強化促進事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時食肉安全性等情報提供事業）補助金概算払請求書を作成し、理事長に提出するものとする。

#### 4 事業の実績報告

事業実施主体は、第2の事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の食肉流通経営体質強化促進事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時食肉安全性等情報提供事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。

#### 5 消費税及び地方消費税の取扱い

- (1) 事業実施主体は、機構に対して1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 事業実施主体は、(1)のただし書により補助金の交付申請をした場合において、4の実績報告書を提出する当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- (3) 事業実施主体は、(1)のただし書により補助金の交付申請をした場合において、4の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の食肉流通経営体質強化促進事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時食肉安全性等情報提供事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に報告するとともに、その金額（(2)の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化

法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第6 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

事業実施主体は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、第5の1の交付申請時に当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、機構に提出するものとする。

また、第5の4の実績報告時には、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを機構に提出するものとする。

## 第7 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

### 2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

### 3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 食肉学術情報の収集	(1) 食肉学術情報収集会議の開催に要する経費 (2) 食肉学術情報の収集に要する経費 (3) 委託研究の実施に要する経費	定 額
2 食肉の安全・安心に関する意識調査の実施	(1) 食肉意識調査検討委員会の開催に要する経費 (2) 食肉意識調査・分析の実施に要する経費	定 額
3 食肉情報普及素材の作成等	(1) 食肉情報普及素材作成検討委員会の開催に要する経費 (2) 食肉情報普及素材の作成に要する経費 (3) インターネットを活用した情報提供体制の整備に要する経費	定 額
4 事業推進費	この事業を推進するのに必要な経費	定 額

別紙様式第1号

令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業  
(緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時食肉安全性等情報提供事業) 補助  
金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長

殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり食肉流通経営体質強化促進事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時食肉安全性等情報提供事業）を実施したので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添5の第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙の「令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時食肉安全性等情報提供事業）実施計画」のとおり

### 3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備考
		機 構 補助金	その他	
1 食肉学術情報の収集 (1) 食肉学術情報収集会議の開催 (2) 食肉学術情報の収集 (3) 委託研究の実施	円	円	円	
2 食肉の安全・安心に関する意識調査の実施 (1) 食肉意識調査検討委員会の開催 (2) 食肉意識調査・分析の実施				
3 食肉情報普及素材の作成等 (1) 食肉情報普及素材作成検討委員会の開催 (2) 食肉情報普及素材の作成 (3) インターネットを活用した情報提供体制の整備				
4 事業の推進				
合 計				

(注) 事業を委託する場合は、備考欄に委託先名、委託費を記載すること。

### 4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

### 5 添付書類

(1) 定款及び業務方法書

(2) 直近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

(3) 「みどりチェック」チェックシート

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙「令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時食肉安全性等情報提供事業）実施計画」

1 食肉学術情報の収集

(1) 食肉学術情報収集会議の開催

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
	会場借料		円	円	円	円	
	委員謝金		円	円	円	円	
	委員旅費		円	円	円	円	
	資料印刷費		円	円	円	円	
	通信運搬費		円	円	円	円	
	その他経費		円	円	円	円	
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案等）

2：備考欄には、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(2) 食肉学術情報の収集

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
	資料購入費		円	円	円	円	
	原稿料		円	円	円	円	
	資料印刷費		円	円	円	円	
	通信運搬費		円	円	円	円	
	役務費		円	円	円	円	
	その他経費		円	円	円	円	
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。

(収集計画案等)

2：事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

3：備考欄には、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(3) 委託研究の実施

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
	資材費		円	円	円	円	
	器具等借料		円	円	円	円	
	原稿料		円	円	円	円	
	役務費		円	円	円	円	
	その他経費		円	円	円	円	
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。

(研究計画案等)

2：事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

3：備考欄には、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

2 食肉の安全・安心に関する意識調査の実施

(1) 食肉意識調査検討委員会の開催

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
	会場借料		円	円	円	円	
	委員謝金		円	円	円	円	
	委員旅費		円	円	円	円	
	資料印刷費		円	円	円	円	
	通信運搬費		円	円	円	円	
	その他経費		円	円	円	円	
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。

(開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案等)

2：備考欄には、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(2) 食肉意識調査・分析の実施

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	

							考
	調査費		円	円	円	円	
	資料印刷費		円	円	円	円	
	役務費		円	円	円	円	
	その他経費		円	円	円	円	
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。

(調査計画案等)

2：事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

3：備考欄には、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

### 3 食肉情報普及素材の作成等

#### (1) 食肉情報普及素材作成検討委員会の開催

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
	会場借料		円	円	円	円	
	委員謝金		円	円	円	円	
	委員旅費		円	円	円	円	
	資料印刷費		円	円	円	円	
	通信運搬費		円	円	円	円	
	その他経費		円	円	円	円	
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。(開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案等)

2：備考欄には、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

#### (2) 食肉情報普及素材の作成

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
	原稿料		円	円	円	円	
	資料作成費		円	円	円	円	

	役務費		円	円	円	円
	通信運搬費		円	円	円	円
	その他経費		円	円	円	円
計						

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（作成計画案、配布予定先・部数等）

2：備考欄には、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

### (3) インターネットを活用した情報提供体制の整備

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
	システム保守費		円	円	円	円	
	ソフト更新費		円	円	円	円	
	通信費		円	円	円	円	
	その他経費		円	円	円	円	
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（整備計画案、配布予定先・部数等）

2：備考欄には、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

## 4 事業の推進

内容	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他（ ）	
	円	円	円	
計				

注：備考欄には、積算基礎を記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業  
(緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時食肉安全性等情報提供事業) 補助  
金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった食肉流通経営体質強化促進事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時食肉安全性等情報提供事業）の実施について、下記の理由により変更したいので承認されたく、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添5の第5の2の規定に基づき申請します。

記

(注) 記の記載要領は、別紙様式第1号の記に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び負担区分と変更後の事業の内容及び負担配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別紙様式第3号

令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業  
 (緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時食肉安全性等情報提供事業) 補助  
 金概算払請求書

番 号  
 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
 理事長 殿

住 所  
 団 体 名  
 代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった食肉流通経営体質強化促進事業(緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時食肉安全性等情報提供事業)について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添5の第5の3の(2)の規定に基づき、請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回概算 払請求額 ⑤	令和 年 月 日ま で予定出 来高(④ +⑤) / ②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	事業費 出来高 ③/①				
		円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金  
 口座名義〇〇〇〇 口座番号〇〇〇〇

別紙様式第4号

令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業  
(緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時食肉安全性等情報提供事業) 実績  
報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長

殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった食肉流通経営体質強化促進事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時食肉安全性等情報提供事業）を下記のとおり実施したので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添5の第5の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(別紙様式第1号の別紙に準ずる。ただし、計画を上段に ( ) 書きで記載し、下段に実績を記載するものとする。)

### 3 事業に係る精算

区 分	交付決定		事業実績		既 概算払 受領額	差引 精算払 請求額
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金		
1 食肉学術情報の収集 (1) 食肉学術情報収集会議 の開催 (2) 食肉学術情報の収集 (3) 委託研究の実施	円	円	円	円	円	円
2 食肉の安全・安心に関する 意識調査の実施 (1) 食肉意識調査検討委員 会の開催 (2) 食肉意識調査・分析の 実施						
3 食肉情報普及素材の作成 等 (1) 食肉情報普及素材作成 検討委員会の開催 (2) 食肉情報普及素材の作 成 (3) インターネットを活用 した情報提供体制の整備						
4 事業の推進						
合 計						

(注) 事業を委託した場合は、備考欄に委託先名、委託費を記載すること。

#### 4 事業開始及び完了年月日

令和 年 月 日から令和 年 月 日

#### 5 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金

口座名義〇〇〇〇 口座番号〇〇〇〇

#### 6 添付資料

(1) 事業成果物（事業により作成した資料、調査報告書等）

(2) 「みどりチェック」チェックシート

別紙様式第5号

令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業  
(緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時食肉安全性等情報提供事業)に係  
る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長

殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあつた食肉流通経営体質強化促進事業(緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時食肉安全性等情報提供事業)について、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添5の第5の5の規定に基づき下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額  
(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額)  
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2) 金  
円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等の売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

## 別添 6 緊急時生産流通体制支援事業（緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）

### 第 1 事業の内容

この事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 緊急時対応に向けた検討会の開催

鳥インフルエンザや自然災害の発生時に備え、以下の内容について検討する会議の開催

- (1) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に即した食鳥の集出荷・処理・流通の体制を速やかに整えるための方策
- (2) 自然災害の発生時に食鳥の集出荷・処理・流通の体制を速やかに整えるための方策

#### 2 滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な設備及び機器のリース等並びに食鳥の円滑な処理・流通機能を維持するために必要な経費等に対する支援

##### (1) 滞留鶏肉の一時保管に必要な設備のリース等に対する支援

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「家伝法」という。）第 32 条の規定に基づいて定められた移動制限区域内（以下「移動制限区域」という。）に食鳥処理場を有する食鳥処理事業者（以下「区域内処理事業者」という。）が、鳥インフルエンザの発生により流通が滞った鶏肉（以下「滞留鶏肉」という。）を一時保管するために必要な設備のリース料並びに滞留鶏肉の保管及び凍結に係る経費及び一時保管施設までの輸送に必要な車両借上費等の補助

##### (2) 食鳥処理場の再開に必要な機器のリース等に対する支援

区域内処理事業者が、鳥インフルエンザの発生時に、防疫指針第 10 の 4 の (1) の①に規定する食鳥処理場の再開の要件（以下「食鳥処理場の再開要件」という。）を満たすために必要な消毒機器のリース料等及び防疫指針第 10 の 1 の (1) に基づき食鳥処理を停止した期間内に行う食鳥処理機器の再稼働に必要なメンテナンス費用等の補助

##### (3) 自然災害により被災し、通常稼働が可能となるまでに必要な機器のリースに対する支援

自然災害により被災した食鳥処理場を有する食鳥処理事業者（以下「被災食鳥処理事業者」という。）が、施設の再開のため食鳥処理機器の洗浄等に必要な非常用電源及び洗浄・消毒装置のリース料の補助

(4) 食鳥の円滑な処理・流通機能の維持を図るために必要な経費等に対する支援

現に稼働している食鳥処理場を有する食鳥処理事業者（以下「稼働処理事業者」という。当該稼働処理事業者の業務執行の責任を負う者（株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務執行社員、その他の法人にあつては理事等をいう。）の一部若しくは全部が共通する事業者又は会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第25号に規定する関係会社は、全て同一の稼働処理事業者とみなす。）が鳥インフルエンザの発生により、処理羽数が大きく減少した場合に、食鳥の円滑な処理・流通機能の維持を図るために必要な経費等の補助

## 第2 事業の実施

### 1 実施要領の作成

事業実施主体は、第1の2の事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた事業実施要領を作成して理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

### 2 滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な設備及び機器のリース等並びに食鳥の円滑な処理・流通機能を維持するために必要な経費等に対する支援の基準

#### (1) 鳥インフルエンザ発生時の滞留鶏肉の一時保管に必要な設備のリース等に対する支援

##### ア 一時保管支援の対象滞留鶏肉の範囲

一時保管支援の対象となる滞留鶏肉の範囲は、原則として区域内処理事業者が家伝法第32条の規定に基づく移動制限措置が講じられた日（以下「移動制限日」という。）から当該移動制限措置が解除された日までに食鳥処理したものであって、鳥インフルエンザの発生により流通が滞った鶏肉（正肉等及び食用としての市場流通価値がある副産物）とする。

ただし、区域内処理事業者が移動制限日より前に食鳥処理していた鶏肉であっても、移動制限措置が講じられた時点までに出荷が決定していて鳥インフルエンザの発生により流通が滞ったものについては、当該出荷日がイの一時保管期間内であつて、かつ、移動制限措置の時点で自社又は移動制限区域内の営業倉庫に残置されていたものに限り、当該出荷予定日からイの一時保管期間の終了日までの期間について、支援の対象とする。

- イ 一時保管支援の対象期間  
一時保管支援の対象となる期間は、原則として移動制限日から当該移動制限措置の解除後21日までの間とする。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りでない。
  - ウ 一時保管支援の対象リース等の範囲  
補助対象経費は、区域内処理事業者が鶏肉を一時保管するための以下のいずれかの経費及びその他一時保管の実施に必要な附帯設備費とし、補助率は2分の1以内とする。
    - (ア) 冷蔵庫又は冷凍庫を賃借する場合のリース料
    - (イ) 営業倉庫（ただし、理事長が特に認めた場合は、他の食鳥処理事業者の所有する倉庫を含む。）の保管料、入出庫料、凍結料及び当該倉庫等までの輸送に必要な車両借上費（輸送に係る運転労賃を含む。ただし、輸送に係る燃料代は除く。）
- (2) 鳥インフルエンザ発生時の食鳥処理場の再開に必要な機器のリース等に対する支援
- ア 食鳥処理場再開支援の対象リース等の範囲  
食鳥処理場再開支援の対象となるリース等の範囲は、区域内処理事業者が、出入場車両の消毒及び交差汚染防止等の食鳥処理場の再開要件を満たすために導入が必要な消毒機器のリース料及びその他再開に必要な附帯機器費（ただし、消毒液等の消耗品費は除く。）並びに食鳥処理機器の再稼働に必要なメンテナンス費用等とし、補助率は2分の1以内とする。
  - イ 食鳥処理場再開支援の対象リース期間  
食鳥処理場再開支援の対象となるリース期間は、原則として移動制限日から当該移動制限措置の解除までの間とする。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りでない。
- (3) 自然災害により被災し、通常稼働が可能となるまでに必要な機器のリースに対する支援
- ア 通常稼働支援の対象リースの範囲  
通常稼働支援の対象となるリースの範囲は、被災食鳥処理事業者が、施設の再開のため食鳥処理機器の洗浄等に必要な非常用電源及び洗浄・消毒装置のリース料とし、補助率は2分の1以内とする。
  - イ 通常稼働支援の対象リース期間  
通常稼働支援の対象とするリース期間は、原則として自然災害により被災した日から通常稼働が可能となるまでの間（非常用電源については停電を証明する書類等で確認できる期間、洗浄・消毒装置につい

ては被災後の食鳥処理開始時に食肉衛生検査所が発行する検査証明書等で確認できる期間)とする。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りでない。

(4) 鳥インフルエンザの発生により処理羽数が大きく減少した稼働処理事業者の食鳥の円滑な処理・流通機能の維持を図るための経費等に対する支援

ア 実施基準の作成

稼働処理事業者は、あらかじめ事業実施年度の前年度を除く直近3年度の月別の処理羽数の実績(鶏卵の価格下落等の要因などにより大きく変動したと認められた羽数を除く。)の平均を基に月別の基準処理羽数(以下「基準処理羽数」という。)を作成し、別紙様式第1号の食肉流通経営体質強化事業(緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業)食鳥処理の実施基準(以下「実施基準」という。)を事業実施主体に提出するものとする。

イ 処理計画の作成

ウの(イ)の補助対象経費を申請する場合、稼働処理事業者は、以下の手続により、別紙様式第2号の食肉流通経営体質強化事業(緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業)食鳥処理の実施計画(以下「処理計画」という。)を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(ア) 主要な取引先の養鶏農家からの集荷予定の羽数を基に月別の処理予定の羽数(以下「処理予定羽数」という。)を作成する。この場合、処理予定羽数の合計は、同月の基準処理羽数を上限とする。

(イ) 令和8年4月末日までに、令和8年4月から7月を対象とした処理計画を作成し、事業実施主体に提出するものとし、令和8年5月から12月までの各月末日までに、当該月の翌月から3か月までの間を対象とした処理計画を作成し、事業実施主体に提出するものとする。また、翌月以降の処理計画に変更が生じることが明らかとなった場合にあっては、計画を変更しようとする月の前月末までに処理計画を再提出するものとする。

ウ 処理・流通機能維持支援の対象経費の範囲

処理・流通機能維持支援の対象となる経費の範囲は、稼働処理事業者が、鳥インフルエンザの発生により、基準処理羽数の25%を超えて、処理羽数の減少が生じた場合に当該稼働処理事業者が食鳥の円滑な処理・流通機能の維持を図るための以下の経費とする。

(ア) 食鳥処理機器の機能の維持に係る費用

稼働処理事業者が所有する食鳥処理機器の機能の維持に係る費用とし、補助率は2分の1以内とする。ただし、7の実施期間に申請できる補助金の額は、稼働処理事業者当たり100万円を上限とする。

(イ) 円滑な食鳥処理・流通機能の維持のために必要な経費相当額

事業実施主体が、稼働処理事業者の円滑な食鳥処理・流通機能の維持のために必要な経費（(ア)に係る経費を除く。）相当額の交付に要する経費とする。

経費相当額の算出方法は、次のとおりとする。

a 稼働処理事業者において、鳥インフルエンザの発生により基準処理羽数の25%を超えて、処理羽数の減少が生じた月別に、別表2に基づき算出した鳥インフルエンザの発生により減少した羽数（以下「補助対象羽数」という。）に4円以内の額を乗じた金額とする。ただし、同表に基づき算出する殺処分羽数の上限は、基準処理羽数の75%とする。

b aの算出に用いる月は、ウに規定する処理羽数の減少が生じた月に該当する月のうち、7の実施期間の最初の月から早い順に3か月分までを上限とする。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りでない。

エ 処理・流通機能維持支援の対象発生期間

処理・流通機能維持支援の対象となる鳥インフルエンザの発生期間は、令和8年1月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りでない。

3 事業の参加申請

この事業に参加する区域内処理事業者、被災食鳥処理事業者及び稼働処理事業者（以下「事業参加者」という。）は、事業実施主体の定める参加申請書（以下「参加申請書」という。）を作成の上、事業実施主体に提出し、その承認を受けるものとする。

4 実施状況報告

事業参加者は、第1の2の（1）から（3）までの事業実施後、速やかに当該取組の確認に必要な書類を添付し、事業実施主体の定める実施状況報告書（以下「実施状況報告書」という。）を事業実施主体に提出するものとする。

5 都道府県への報告

事業実施主体は、第1の2の（1）から（3）までの事業に係る3の参加申請書を承認した場合及び4の実施状況報告書を受領した場合は、当該

事業参加者が所在する都道府県に報告するものとする。

#### 6 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

#### 7 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和8年度とする。

### 第3 事業の推進指導等

1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携を図り、この事業の適正かつ円滑な推進を図るものとする。

2 都道府県知事は、この事業が適正かつ円滑な実施を図るため、事業の趣旨、内容等の周知徹底及び事業参加者に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

### 第4 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表1に定めるところにより、事業実施主体がこの事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

### 第5 補助金交付の手続等

#### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第3号の食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

#### 2 実施基準の申請

事業実施主体は、第2の2の（4）の事業を実施する場合は、稼働処理事業者から提出される実施基準を取りまとめの上、交付申請書の別紙2「食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）食鳥処理の実施基準承認申請書」を作成し、1の交付申請書とともに理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

#### 3 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第4号の食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号）第80条第1

項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

#### 4 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合には、補助金交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第5号の食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）補助金概算払請求書を作成し、理事長に提出するものとする。

#### 5 事業の実績報告

事業実施主体は、この事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知があった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに、別紙様式第6号の食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。

#### 6 消費税及び地方消費税の取扱い

- (1) 事業実施主体は、機構に対して1の交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 事業実施主体は、(1)のただし書により補助金の交付申請をした場合において、5の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(3) 事業実施主体は、(1) のただし書により補助金の交付申請をした場合において、5 の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第7号の食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に報告するとともに、その金額（(2) の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第6 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

1 事業参加者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、第2の3に定める参加申請時に当該通知別添1の『みどりチェック』チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施主体に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを事業実施主体に提出するものとする。

2 事業実施主体は、全ての事業参加者から「みどりチェック」チェックシートを収集し、第5の1の交付申請時、第5の3の変更承認申請時第及び第5の5の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、事業参加者の氏名及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。

3 事業実施主体は、第1の1の事業の実施に当たっては、環境バイオマス政策課長通知に基づき、第5の1の交付申請時に「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、機構に提出するものとする。

また、第5の5による実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。

## 第7 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

### 2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

### 3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体及び事業参加者に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

別表 1

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 緊急時対応に向けた検討会の開催	鳥インフルエンザや自然災害の発生時に備え、迅速な取組を行えるよう、関係者による地域検討会等を開催するのに要する経費	定 額
2 滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な設備及び機器のリース等並びに食鳥の円滑な処理・流通機能を維持するために必要な経費等に対する支援	<p>事業実施主体が、緊急時に安全かつ効率的な鶏肉の処理・流通体制の整備を図る事業参加者に対し、次の必要な経費の一部を補助するのに要する経費とし、対象となる事業参加者は、（１）は区域内処理事業者、（２）は被災食鳥処理事業者、（３）は稼働処理事業者とする。</p> <p>（１）鳥インフルエンザ発生時</p> <p>ア 滞留鶏肉を冷蔵庫又は冷凍庫に一時保管するためのリース料等</p> <p>イ 滞留鶏肉を営業倉庫等に一時保管するための保管料、入出庫料、凍結料及び輸送料</p> <p>ウ 食鳥処理場の再開要件を満たすために導入が必要な消毒機器のリース料等及び食鳥処理機器の再稼働に必要なメンテナンス費用等</p> <p>（２）自然災害発生時</p> <p>食鳥処理機器の洗浄等に必要非常用電源及び洗浄・消毒装置のリース料</p> <p>（３）鳥インフルエンザにより大きな影響を受けた稼働処理事業者の食</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>

	<p>鳥処理場が食鳥の円滑な処理、流通機能の維持を図るための以下の経費等</p> <p>ア 食鳥処理機器の機能の維持に係る費用</p> <p>イ 円滑な食鳥処理・流通機能の維持のために必要な経費相当額</p>	<p>1 / 2 以内 (1 稼働処理事業者当たり 100 万円を上限とする)</p> <p>補助対象羽数 1 羽当たり 4 円以内</p>
3 事業推進費	この事業を推進するのに必要な経費	定 額

別表 2 1 か月あたりの補助対象羽数の算定方法

<p>(算定式)</p> <p>補助対象羽数 = 殺処分羽数 - 該当月の基準処理羽数の 25%</p> <p>(殺処分羽数)</p> <p>処理計画に記載のある養鶏農家の処理予定羽数のうち、第 2 の 2 の (4) のエの期間に発生した鳥インフルエンザの発生に伴う殺処分により、集荷が出来なかった羽数であり、次のいずれか少ない羽数とする。</p> <p>1 鳥インフルエンザが発生した養鶏農家から集荷ができなかったことを証明できた羽数。 ただし、処理計画の該当月の処理予定羽数を上限とする。</p> <p>2 稼働処理事業者の実施基準の該当月の基準処理羽数から当該月の処理実績を差し引いた羽数。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



別紙様式第1号

令和 年度食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）  
食鳥処理の実施基準

番 号  
年 月 日

団体名  
代表者氏名 殿

住 所  
稼働処理事業者名  
代表者氏名

1 食鳥処理の処理羽数実績及び基準処理羽数

(単位：羽)

区分	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
処理羽数 の実績	年度												
	年度												
	年度												
	平均												
基準処理羽数													

(注) 1 処理羽数の実績は、事業実施年度の前年度を除く直近3年度の月別の処理羽数の実績値（鶏卵の価格下落等の要因などにより大きく変動したと認められた羽数を除く。）を記載する。

2 基準処理羽数の月ごとの上限は、同月の処理羽数実績の平均羽数とする。

2 添付資料

(1) 直近3年度の処理実績値を証する書類（食鳥処理検査申請書等）

(2) 卵価の下落などにより、大きく変動した処理羽数が分かる書類

別紙様式第2号

令和 年度食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）食鳥処理の実施計画（令和 年度 月～ 月 分）

番 号  
年 月 日

団体名

代表者氏名 殿

住 所  
稼働処理事業者名  
代表者氏名

1 処理計画

（単位：羽）

養鶏農 家名	処理予定羽数			
	月	月	月	月
合計				

（注）1 処理予定羽数は、別紙様式第1号食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）食鳥処理の実施基準に記載した同月の基準処理羽数を上限とする。

2 処理計画作成時点で鳥インフルエンザが発生している養鶏農家の処理予定羽数については、当該養鶏農家から集荷予定であった羽数を記載することができる。ただし、基準処理羽数から当該養鶏農家以外の養鶏農家の処理予定羽数を差し引いた羽数を上限とする。

3 この処理計画は、令和8年4月末日までに、令和8年4月から7月を対象とした処理計画を作成し、事業実施主体に提出するものとし、令和8年5月から同年12月までの各月末日までに、当該月の翌月から3か月までの間を対象とした処理計画を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（例）1回目：令和8年4月から同年7月まで

2回目：令和8年8月から令和8年9月まで

2 添付資料

- (1) 稼働処理事業者と養鶏農家間での取引を証明する書類（集出荷契約書等）
- (2) 養鶏農家ごとの先3か月分の集荷計画書等

別紙様式第3号

令和 年度食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）を実施したいので、食肉流通経営体質強化事業実施要綱別添6の第5の1の規定に基づき、補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙1「令和 年度食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負 担 区 分			備考
		機構 補助金	自己 負担	その他	
合 計					

- (注) 1 区分欄は、別表1に規定された事業の種類ごとに記載すること。  
 2 実施要綱第2の2の(4)の事業を実施する場合は、別紙2を作成し、添付すること。  
 3 事業の一部を他に委託する場合には、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を( )書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

#### 4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日            令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日       令和 年 月 日

#### 5 添付書類

(1) 定款及び業務方法書

(2) 直近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

(3) 「みどりチェック」チェックシート（及びその一覧）

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙1「令和 年度食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）実施計画」

1 緊急時対応に向けた検討会の開催

実施時期	開催地	内 容	事業費	負担区分		算出根拠
				機構補助金	その他	
			円	円	円	
計						

- (注) 1 委託して実施する場合は、内容の欄にその旨及び委託先を記載すること。  
 2 委託先の法人概要等を添付すること。

2 滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な設備及び機器のリース等並びに食鳥の円滑な処理・流通機能を維持するために必要な経費等に対する支援

実施時期	内 容	事業費	負担区分		算出根拠
			機構補助金	その他	
		円	円	円	
計					

- (注) 1 事業内容の概要を添付すること。  
 2 補助対象とする経費の内訳が具体的に明らかとなる書類等を添付すること。

3 事業の推進

内 容	事業費	負担区分		備 考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				



別紙様式第4号

令和 年度食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）の実施について、下記の理由により変更したいので承認されたく、食肉流通経営体質強化事業実施要綱別添6の第5の3の規定に基づき申請します。

記

（注）記の記載要領は、別紙様式第3号の記に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び負担区分と変更後の事業の内容及び負担配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別紙様式第5号

令和 年度食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、国食肉流通経営体質強化事業実施要綱別添6の第5の4の（2）の規定に基づき、請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回概算 払請求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) / ②	残額 ②-④- ⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円

- (注) 1 それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での支出実績及び支出計画を添付すること  
2 実施要綱別添6の第2の2の（4）のウの経費を請求する際は、鳥インフルエンザの発生により、減少した処理羽数の代替調達先を確保する取組内容を記した計画書を添付すること

2 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金  
口座名義〇〇〇〇 口座番号〇〇〇〇

別紙様式第6号

令和 年度食肉流通経営体質強化事業  
 (緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業)  
 実績報告書

番 号  
 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
 理事長 殿

住 所  
 団 体 名  
 代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）を下記のとおり実施したので、食肉流通経営体質強化事業実施要綱別添6の第5の5の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
 (別紙様式第3号の別紙1に準ずる。)

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	交付決定		事業実績		既概算 払額	精算払 請求額	備考
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金			
計							

- (注) 1 対象経費が適正なものであることを裏付ける書類等を添付すること。  
 2 事業の一部を他に委託した場合には、区分ごとに事業費の欄にその

委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業完了年月日

令和 年 月 日

5 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金

口座名義〇〇〇〇 口座番号〇〇〇〇

6 添付資料

(1) 事業成果物（事業により作成した資料、調査報告書等）

(2) 鳥インフルエンザの発生により、減少した処理羽数の代替調達先を確保する取組内容を記した計画書（実施要綱別添6の第2の2の（4）のウの経費を請求する場合のみ）

(3) 「みどりチェック」チェックシート（及びその一覧）

別紙様式第7号

令和 年度食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長

殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）について、食肉流通経営体質強化事業実施要綱別添6の第5の6の規定に基づき下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額  
（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合、その状況

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

## 別添 7 個体識別情報活用事業

### 第 1 事業の内容

事業実施主体は、牛の個体識別制度の適正かつ円滑な運用を確保し、生産者等が同制度を的確に実施するため、同制度の運営に関する検討会の開催、現地での有効活用等の優良事例の調査及び情報収集等を行うものとする。

### 第 2 事業の実施

#### 1 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、事業実施主体は、委託契約を締結するものとする。

#### 2 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和 8 年度とする。

### 第 3 事業の推進指導等

事業実施主体は、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施に努めるものとする。

### 第 4 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第 1 の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

### 第 5 補助金の交付手続等

#### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第 1 号の食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

#### 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第 2 号の食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、独立行政法人農畜産業

振興機構業務方法書（平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号認可）第80条第1項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）概算払請求書を理事長に提出するものとする。

### 4 事業の実績報告

事業実施主体は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。

### 5 消費税及び地方消費税の取扱い

- (1) 事業実施主体は、機構に対して1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 事業実施主体は、(1)のただし書きにより申請をした場合において、4に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 事業実施主体は、(1)のただし書きにより申請をした場合において、4に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した

場合には、別紙様式第5号の食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（（2）の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第6 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

事業実施主体は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の施行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、第5の1の交付申請時に当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、機構に提出するものとする。

また、第5の4の実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。

## 第7 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理について、他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

### 2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

### 3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査又は報告を求めることができる

ものとする。

別 表

事業の種類	補助対象経費	補助率
個体識別情報活用事業	牛の個体識別制度の適正かつ円滑な運用を確保し、生産者等が同制度を的確に実施するために要する以下に掲げる経費 1 牛の個体識別制度の運営に関する検討会の開催 2 現地での有効活用等の優良事例の調査 3 牛の個体識別制度に係る情報収集等	定額

別紙様式第1号

令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）  
補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添7の第5の1の規定に基づき補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）実施計画のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備 考
		機構補助 ②	その他 ③	
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに備考欄に委託先名と委託費の額を記載すること。

#### 4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日                      年 月 日
- (2) 事業完了予定年月日                年 月 日

#### 5 添付資料

- (1) 定款
- (2) 直近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書
- (3) この事業に係る実施細則等
- (4) 「みどりチェック」チェックシート

(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付資料のうち定款及び直近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第1号の別紙

令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）  
実施計画

1 牛の個体識別制度の運営に関する検討会の開催

内容・ 開催時期	事業費	負担区分		備考 (積算基礎)
		機構補助	その他	
	円	円	円	
計				

2 現地での有効活用等の優良事例の調査

内 容	事業費	負担区分		備考 (積算基礎)
		機構補助	その他	
	円	円	円	
計				

3 牛の個体識別制度に係る情報収集等

内 容	事業費	負担区分		備考 (積算基礎)
		機構補助	その他	
	円	円	円	
計				

注1：備考欄には積算基礎を記載すること。

注2：事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）  
補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の  
あった令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）  
について、下記の理由により変更したいので、承認されたく、食肉流通経営体  
質強化促進事業実施要綱別添7の第5の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 事業に要する経費及び負担区分
- 4 事業開始及び完了予定年月日  
令和 年 月 日～令和 年 月 日

注：2及び3は、別紙様式第1号の記に準ずるものとし、補助金の交付決定  
のあった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分  
等とを併記し、変更前を括弧書で上段に、変更後をその下段に記載するこ  
と。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものに変更が  
ある場合についてのみ添付すること。

別紙様式第3号

令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）  
補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）について、下記のとおり金円を概算払により交付されたく、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱の別添7の第5の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定額		事業遂行状況 (年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回概算 払請求額 ⑤	年 月 日まで予定 出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び月別の支出計画を添付すること。

2 添付書類

事業ごとの遂行状況が明らかとなるような資料

3 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店  
預金種類 ○○預金  
口座番号 ○○○○  
(フリガナ)  
口座名義 ○○○○

別紙様式第4号

令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）  
実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）を下記のとおり実施したので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱の別添7の第5の4の規定に基づき関係書類を添えてその実績を報告します。  
なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
(別紙様式第1号の別紙に準ずる)
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助	その他	
計				

注1：それぞれの事業項目ごとに記載すること。

注2：備考欄は、事業費の算出根拠等を記載すること。

注3：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

#### 4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

#### 5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日            年 月 日

(2) 事業完了年月日            年 月 日

#### 6 添付資料

(1) 事業ごとの遂行状況が明らかとなるような資料

(2) 「みどりチェック」チェックシート

#### 7 振込先金融機関名等

金融機関名    ○○銀行 ○○支店

預金種類      ○○預金

口座番号      ○○○○  
(フリガナ)

口座名義      ○○○○

別紙様式第5号

令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）  
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた食肉流通経営体質強化促進事業（個体識別情報活用事業）について、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱の別添7の第5の5の規定に基づき下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額  
(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額)  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
円 金

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・事業実施主体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等の売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・事業実施主体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料